

第五回 參議院法務委員會會議錄 第十号

昭和二十四年五月九日(月曜日)午前十一時二十八分開会

本日の會議に付した事件

○檢察及び裁判の運営に関する調査の件

○皇族の身分を離れた者及び皇族となつた者の戸籍に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○裁判所法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○司法試験法案(内閣送付)

○証人喚問に関する件

○委員長(伊藤修吉) これより法務委員會を開きます。先ず、檢察及び裁判の運営に関する調査に關して報告を求めます。

○大野幸一君 調査報告をいたします前に、本日國警本部その他政府側から御出席を頂いておるようでありますから、これに關連して質問を二、三申上げたいと思ひます。當委員會の決定によりまして、我々は昨日郡山、福島地方に調査に参りました。これは進行中の列車を停車させて乗客を降して、そして主食その他の違反品を檢査するといふ方法についての可否論であります。これは當委員會が取上げまして、直接取上げた原因は、四月八日の參議院本會議に柏木庫治議員からこれに關する質問がありまして、當時吉田首相及び法務總裁もこれについて答弁

がありまして、その答弁の要旨をいたしましては、法規的にはどうも行過ぎであるから、今後は中止するよう指令する、こういうお話であつたにも拘わらず、十六日の日に再びこの一斉下車による不幸にして人命を失つたといふ、こういうような事件が起きたために、政府は本會議においてさうに答弁をして置きながら、依然としてやつておるのはどういうわけかといふことが調査の動機となりまして、調査しましたのでありますが、そこでこういうことを一いつ頃かななされておるのか。なされておることについて、本日御出席の國警本部長官は報告を受けておられるのであるか、又は指令されておられるのであるか、こういう点、若しそうであるとするならば、何か法律上のよりどころがなければならぬのだが、こういう点についてどういふ御説明が頂けるかどうか。第三には、今後の方針についてはどう考えておられるか。こういうことをここで御答弁願つて置きたいと思ひます。

○政府委員(齋藤勇君) お答えいたします。列車を停めまして、經濟違反關係の一斉取締をやりますことにつきましては、いろいろと世の中に批判の聲があり、當國會において又御意見のありましたことも只今お述べになりました通りであります。私の方もかね／＼この点につきましては非常な心を痛めながら、併し實際上違反が非常に多いといふ現実の状況から、最近までさうな取締をやらざるを得なかつたのであります。これはいつ頃からであつたかといふお話であります。全國一齊にいつからといふことはありませんので、各府縣、地方の状況によりまして、早いものは昭和二十一年の中頃から始めたと思ひます。さうなわけでは府縣の実情によりまして、やつたり、やらなかつたりといふような状況であつたわけでありまして。最近福島、新潟、あの地区が事実上主食の流れ出る非常に大きな関門でもありいたしまして、ために、吾に最近目立つてやつておつたわけでありまして。併しながら段々主食に対する經濟取締の趣旨が徹底をいたして参りましたのと、一方は先程申し上げました、これは我々自身といたしましても非常に心配をいたしておつた点であります。廣い言葉で言へば人權蹂躪に近いような場合があり得るのではないかと御意見がありまして、たがた國會において御意見がありまして、で、できるだけの方法を以て、列車を遅延せしめるような方法の取締をいうことは止めるように工夫をいたしておつたのであります。福島におきましては去る四月の三十日、新潟におきましては五月の五日から、かような一斉取締の方法は止めることに相成り、さうして全國的に私の方の刑事部長官を以ちまして、去る七日附を以ちまして、列車を停めて一斉取締をする方法に中止をするように、さうして列車の進行中に警乗員を以て取締をするとか、或いは駅の乗り降りの際に十分なる取締をするというように、取締の方針を變えるというように通牒を出したのであります。これによつて列車による經濟違反の取締が相当程度目的を達することができるようならば、從來のような方法に帰することは今後絶対にならう、かように考へておるのであります。以上お答えいたします。

○大野幸一君 御答弁の全趣旨から見ても、法規上根柢がないようでありまして、我が國に憲法が新らしくなりまして、これを遵守する者は我々國會議員から政府の公務員に至るまで、これは守らなければならぬのであります。ところで我々が推測するところによりますと、占領治下になりまして、いろいろ／＼な思ひようにならない場合もあるでございまして。併しその場合にあつても、日本再建のためには憲法こそ本當に遵守しなければならぬ。やもすると日本の政府は名を關係方面に藉りて、これは關係方面の指令である、こういうように一概に國民を屈服せしめてしまおうとする虞れがあるものであります。本件も我々の調査した結果によりますと、こういう嫌いが十分にあつたのであります。のみならず、この沿革を本員において調べて見ますと、先の内閣のときに、時の法務總裁鈴木義男氏から議會においてこれに關する緊急質問に對してこゝういふことを述べられております。「占領目的が法律以上の力を持つておるといふことは、總司令官よりの日本政府に宛てられましたる覺書に明記してあるところでありまして。尙犯罪捜査のた

めに必要な措置をとります場合には止むを得ないことでありまして、これは鐵道營業法等によりまして、その遅延いたしましたことが程度を超えましてた場合には、それ／＼料金の返還等をいたしますが、警察の目的のためには、列車を停め得ることは當然であります。」さういふように答弁をされておるのであります。このために今まで國民は、これはいゝゆる總司令官の命令だと、さういふように誤解をされておるのであります。一國の國務大臣が輕率にもさういふ答弁をしておれども是は是、非は非でありまして、さういふ誤りが即ち下部に至るまで滲透してゐた。ところが我々の調査の結果は、さうでなかつたといふことが分つたのであります。余りに向うの協力を、むしろ向うの協力を得たことを、これを命令のごとく誤解してやつておつたのであります。さういふことのなによりに、飽くまでも憲法は守らなければならぬ、本員の見解から言わせれば、とにかく乗客を一應降してしまつて、一列に並ばして、さうしてその所持品を調べる。この一列に降した瞬間にすべての乗客を被疑者扱いにする。さうしてあなたの持物を調べるのだと、さういふことになれば、これは捜査令狀に基かずして犯罪を捜査するといふことになりまして。これを逃げる口実として、我々調査した結果によりまして、いや國民の協力を求めてゐるのである。さういふ言ひをすれば、

めに必要な措置をとります場合には止むを得ないことでありまして、これは鐵道營業法等によりまして、その遅延いたしましたことが程度を超えましてた場合には、それ／＼料金の返還等をいたしますが、警察の目的のためには、列車を停め得ることは當然であります。」さういふように答弁をされておるのであります。このために今まで國民は、これはいゝゆる總司令官の命令だと、さういふように誤解をされておるのであります。一國の國務大臣が輕率にもさういふ答弁をしておれども是は是、非は非でありまして、さういふ誤りが即ち下部に至るまで滲透してゐた。ところが我々の調査の結果は、さうでなかつたといふことが分つたのであります。余りに向うの協力を、むしろ向うの協力を得たことを、これを命令のごとく誤解してやつておつたのであります。さういふことのなによりに、飽くまでも憲法は守らなければならぬ、本員の見解から言わせれば、とにかく乗客を一應降してしまつて、一列に並ばして、さうしてその所持品を調べる。この一列に降した瞬間にすべての乗客を被疑者扱いにする。さうしてあなたの持物を調べるのだと、さういふことになれば、これは捜査令狀に基かずして犯罪を捜査するといふことになりまして。これを逃げる口実として、我々調査した結果によりまして、いや國民の協力を求めてゐるのである。さういふ言ひをすれば、

決して協力というそういう言葉でこれから國民を左右されては困るのであります。國民は眞夜中に叩き起されて降され、そして更に乗車するときに、もう必至押し合の悲惨な状態を呈して席を取得することに懸命であるといふ、あの悲惨は何と言いますか、戦争当時のごたくを更に陰惨ならしめて我々の眼に見せているのであります。こういう意味で今後においても進駐軍関係、或いは又関係方面に名を藉りて、少くとも國民に対して人権蹂躪であるのではないか。こういうことについては一つ篤と慎重なる態度で臨まれることを希望いたします。幸いにして只今國警本部長官から今後はやる意思もなければ、すでに全國に指令をしたというところであります。この問題はまあ幸いにしてよき結果を得たことを認めますが、今後ともそういうように一つ御盡力願いたいと思ひます。

○委員長(伊藤修君) 運輸省鐵道公安事務局長に対する御質問をお願いいたします。

○大野幸一君 公安事務局長に質問いたします。

○委員長(伊藤修君) 先程の御答弁を願うのですが、新たに質問があるのですか。

○大野幸一君 私の方から質問いたします。鐵道公安事務局長の方に……あなたの方としての今まで取られた見解及び鐵道法との関係について御説明を願いたいと思ひます。

○説明員(川原道正君) この前御参考までにこちらの委員会にもお出ししてあつたのでございますが、全國で大体今まで一斉取締の回数は四千三百回ばかりになつております。この問題につ

きましては、前々から國警の方とも常に打合せをやりまして、この一斉取締で下車させることが非常に旅客に対する迷惑でもありますが、又列車の運行を乱すという方面から非常に悪いといつたようなことで打合せをやりまして、そして段々とそのやり方も上手になつて参りまして、最近におきましては一番長くかかつて三十分、短かければ十分ぐらいで済む、こういうふうになつておつたのであります。できるだけこういつた方法はやりたくないといふことで、常に連絡を申上げておつたところ、只今國警の方から説明がございまして、最近の機会に止められるといふことになりました。これを非常に私共といたしまして喜ぶところでありまして、ここで法規上と申されましてけれども、鐵道法規上もこういうことをやつてよろしいといふことは全然ないのであります。どうも實際問題といたしまして、又法規上からいまして、できるだけ止めたといつたような希望を今まで持つていたのであります。

以上簡單であります。御答弁申し上げます。

○委員長(伊藤修君) 大野君、報告だけお願いいたします。

○大野幸一君 報告書は相當大部に亘りますので書面を以て報告しますが、概略口頭を以て申し上げたいと思ひます。私達委員、即ち齋武雄委員、大野幸一二人の委員が参りました。二十六日午後七時二十分上野駅を

發車いたしました。その晩福島の郡山に着しまして、翌日福島地方檢察廳支部において関係者達の会合を願ひまして、懇談会を催しました。その集ま

れましたメンバーは後程申し上げますが、受けた当時の結論を申し上げます。すると、本委員会において先程公安事務局長の方が申されたように、鐵道側としては非常に迷惑を受けていたといふ感じがいたしました。それはさすがにいわゆる乗客を大切にしようといふか、サービス心の發露から非常にこれについては中止を最初から希望されておつたのであります。その点は非常に感銘を受けました。そうして警察側の意見といたしましては、法規上のことについては協力を求めておるのであると、あくまで任意であるといふふうな主張をされておりました。岡崎檢察事は心からそう信じておられるようでありましたが、この点については實情の列車乗客に対する考をささような感覚に基いてやつておられたといふことに対しては甚だ遺憾であつて、我々が調査した結果によりまして、決して乗客は心から協力してはいない。或る乗客は、その当時警察官が早く降りないと人が迷惑をするところを言いました。私達の面前で飛んでもない、迷惑をするのは俺達ではないか、こんなことされて迷惑ではないかと、こういうことであります。或る乗客は答えて、これは全く國民を馬鹿にしておるやうな方である。こういううなことを我々に答えておりましたところから見ても、少くとも大多数の乗客はみづから協力しておるのではない。その半面非常に不平を抱いていた。心に不平を抱いていた。ただこれはそのうち若干は関係方面からの強制的で止むを得ないといふように観念していたものもあり得るけれども、これを警察側が協力を得ておるとい

ことを眞に信じていたとするならば、甚だ感銘が鈍いといふことになり、又それを口実に止むを得なくてやつていたとするならば、法規違反を知りつつやつていたと、こういう結果を受けましたのであります。翌二十七日、丁度十時二十分に郡山を通過する列車の一斉検査を現場に視察いたしました。我が想像した程列車は混雑していません。この程度ならば列車内において検査ができるものと思ひましたけれども、例のごとく下車をいたさせませんでした。そのときは主食のみにしていた。述べられたように二升以下の場合には大目に見る。二升から五升までの間は適宜裁量し、五升以上は検査しておる。このことでもありますが、私達が視察した現場では旅行証明を持つていない者は二升と雖も、一升と雖も買上げをしておるようでありました。それは我々が行くことを薄々察知したのか、非常に警察官は乗客に対して丁寧ではあつたけれども、法律の命ずるところによつて一升でも二升でも買上げておるんだといふことを却つて我々に示したといふような気分もあつたのか、普段よりは嚴格であつたように見られました。そのときの買上数量と言います。約五俵あつたやうであります。今まで乗客はこの買上げについて一部疑問を持つておつたやうなわけで、あれほどせどこかに流してしまふ、或いは又誤解の多い乗客は警察で自分達が適宜処分してしまふのではないか、こういうような誤解を持つておつたやうであります。食糧公園が参りました。一々嚴重にこれを查收いたしました。まして、こういう点については毛頭疑

いがなく、むしろ警察官は同夜同日に、おいても十時から朝の七時まで六、七回に亘り列車のすべての点検をしておりましたやうであります。警察官の勞苦というものは並大抵でないといふ感じを受けまして、この点は國民が誤解しておるといふことを我々は察知いたしました。警察官に対しては感謝の念を述べた次第であります。かようにいたしまして、我々調査員の間においては最終の結論といたしましては、この方法は是非改めて貰ひたい。又平たく言へば憲法違反の疑いが十分ある。搜查令状によらずして、被疑者の立場において捜査するといふ結果を生じて面白くないといふ結論を抱いて参りました。詳細は報告書を以て御報告申し上げます。以上簡單に口頭報告をいたす次第であります。

○委員長(伊藤修君) 別に御質問もありませんか。

○委員長(伊藤修君) この際板野議員より発言を求められております。これを許可することに御異議ありませんか。

○委員(板野勝次君) 私は檢務長官に質問したいのですが、刑務所に收容しておる者、又は被疑者の脱走する内容について検討され、或る種のものについては、これを差入れを禁止する処置を取つておられるかどうか、その点について。

○政府委員(木内重益君) それは矯正関係の所管になつておりますので、私よりも行政長官の佐藤君か、或いは矯正總務局長の古橋君からお答えする方が

がいいじゃないかと思ひます。

○委員外議員(板野勝次君) ここに見えておりますか。

○政府委員(木内重益君) 今見えませんが、連絡いたします。ちよつとお待ち下さいませんか。

○委員長(伊藤修君) では下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案を議題に供します。本案について政府委員の逐條説明をお願いいたします。只今の法案につきましては、政府の係員が参つておりませんから、後にいたすことにいたします。

○委員長(伊藤修君) 次に、皇族の身分を離れた者及び皇族となつた者の戸籍に関する法律の一部を改正する法律案を議題に供します。本案について提案理由並びに逐條に対する御説明をお願いいたします。

○政府委員(遠山内市君) 皇族の身分を離れた者及び皇族となつた者の戸籍に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

「皇族の身分を離れた者及び皇族となつた者の戸籍に関する法律」は、皇室典範の附屬法として、又、戸籍法に對する特別法として、皇族の身分を離れた者及び皇族となつた者の戸籍の取扱を規定しておりますが、同法は、旧戸籍法を基礎として制定されたものでありますので、これを、新戸籍法の建前に沿うように改正する必要があります。即ち、新戸籍法は、民法の改正に對應して「一つの夫婦及びこれと氏を同じくする子」を戸籍編製の單位として、三代同籍を避ける建前を執つており、又、婚姻によつて氏を改めた

者が、離婚等により復籍する場合に、復籍者は、新戸籍編製の申出をすることができることになつておりますが、これ等の点につき現行の「皇族の身分を離れた者及び皇族となつた者の戸籍に関する法律」を新戸籍法の建前に従つて改正すると共に、尙、現行法の規定によつて不必要となつた部分を整理するため、ここに、この法律案を提出いたします次第でございます。

次に、この法律案の内容につきまします。先ず第一條についての改正規定は、現行法第一條によりまします、皇室典範第十一條の規定により皇族の身分を離れた者については、新戸籍を編製し、同第十三條の規定によりこれと同時に皇族の身分を離れた配偶者や直系卑属は、総べてその新戸籍に入るることになつております結果、直系卑属に配偶者や更に直系卑属がある場合にはその新戸籍に一つの夫婦及びこれと氏を同じくする子以外の者も同籍する結果となりますので、このような場合には、その直系卑属については、一つの夫婦とその子、もし、配偶者が不在の場合にはその者とその子ごとに、それぞれ新戸籍を編製するようにいたそうとするものであります。

第二條についての改正規定は、現在同條第二項によりまします、皇室典範第十四條第四項の規定により皇族の身分を離れた者は、その直系卑属につき第一條の規定により編製された戸籍に入るることになつておりますが、例えば、その戸籍が祖父父母又は曾祖父父母等父母より親等の遠い直系尊属について編製されている場合には、三代以上同籍の

場合が生ずることがありますので、これを改め、父母について編製した戸籍に入ることにし、又、現在、皇室典範の右規定により皇族の身分を離れた者は、新戸籍編製の申出ができないことになつておりますが、これを改め、一般の離婚復籍者と同様、新戸籍編製の申出ができるようにいたそうとするものであります。

第三條についての改正規定は、現在同條によりまします、皇室典範第十二條の規定により皇族の身分を離れた者が離婚する場合第一條の規定によりその者の直系尊属につき編製された戸籍があるときはその戸籍に入るることになつておりますが、祖父父母又は曾祖父父母等については新戸籍が編製されている場合においては、やはり第二條と同様三代以上同籍の場合が生ずることがあり、また、現在右の離婚をした者は戸籍編製の申出をすることができないこととなつておりますが、これを第二條同様の趣旨に改めようとするものであります。

最後に、第五條から第七條までについては改正規定について御説明申し上げます。

第五條は、第一條又は第二條の規定による新戸籍編製、第六條は第二條の規定による入籍、第七條は第四條即ち皇族以外の女子が皇后となり又は皇族男子と結婚しその戸籍から除かれる場合の除籍の届書の記載事項等に関する規定であります。現行法に列挙されている記載事項は、新戸籍法の規定により記載すべきことが当然明かのものでありますので、これを整理しようとしたものであります。

以上が、この法律案の内容の要点でございます。何とぞ慎重御審議の上速

かに可決されんことをお願い申し上げます。

○委員長(伊藤修君) 何か御質問ありませんか。……本法に規定のない事項は戸籍法によるのですか、よらないのですか、その点をお伺ひいたします。

○政府委員(村上朝一君) この法律案は戸籍法の特例でありまして、この法律に規定のない事項は戸籍法が当然適用になるという解釈で現行法ができておるのであります。多少疑義が生ずる懸念がないこともないと考えますが、その点を明らかにされる方が或いは結構ではないかと考えております。

○委員長(伊藤修君) 御質問はございませんか。御質疑はないと認めます。

○委員長(伊藤修君) それでは先程の下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案の内容の御説明をお願いいたします。

○政府委員(岡咲昭一君) この度御審議を願つております下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案の改正の要点は三点でございます。

第一点は六ヶ所の簡易裁判所を新設することでございます。即ち岐阜縣の関町、廣島縣の賀茂郡の西條町、岡山縣の児島市、鳥取縣の岩美郡浦富町、山形縣の東置賜郡赤湯町、それから愛媛縣の新居濱市、この六ヶ所に簡易裁判所を増設いたすことが一点でございます。

第二点は、簡易裁判所の管轄を変更いたす点でございます。これは宇都宮の簡易裁判所の管内でありました栃木縣上都賀郡西方村外数ヶ村を栃木、今市簡易裁判所の管轄に変更すること、それから尾道簡易裁判所管内の瀬

戸村、山南村を福山簡易裁判所に變更すること、この二点でございます。

それから最後の変更は、裁判所の管轄区域の基準となつておりました市町村、その他の行政区の名称等が變更になりましたので、本法律案の別表を訂正することでございます。この三点が本法律案改正の要点でございます。

簡易裁判所の新設につきましては従前から國会に請願なり、陳情なり或いは法務総裁宛に直接の陳情或いは上申もございました。政府といたしましては、いろいろ研究いたしましたのでございまして、特に岐阜縣の関町に簡易裁判所を新設いたす点につきましては、國会におかれましては商院においてこの設置を相当とお認めになりました。諸願を採択せられました関係もございまして、政府といたしましては、特に慎重に研究をし、この御採択の趣旨に副ひまして設置することに決定いたしました次第でございます。なお細かき点につきましてはお尋ねによりましてお答え申し上げます。

○政府委員(岡咲昭一君) 只今管轄区域の変更につきまして、宇都宮簡易裁判所の管内の西方村外数ヶ村を栃木今市簡易裁判所と申しましたのは、言い間違ひでございます。栃木簡易裁判所の管轄に変更いたすのでございます。訂正いたします。

○大野幸一君 この下級裁判所の設置法に關して、簡易裁判所の設置というのは、人権尊重と結び付いて考えられて、將來に向つて増設されると思つてありますが、特に参考に聽いて置きますが、閣議においてもこの法案に反對をしたと、こういうことがありましたが、それがために大分この法案の提

出が延びたというのを仄聞してありますが、そういうことがあつたかどうか。参考までに伺いたいことは、反対の理由はどのようなために反対されたか、反対説というものはどういう根拠かということ、法務総裁から、いつでもよろしいから聴いて置きたい、というのであります。幸い出席の政府委員において分るならば、只今御答弁願いたい。

○政府委員(岡咲組一君) 閣議のお尋ねでございまして、私からお答えいたしますのは多少僭越かと思ひますが、法務総裁は現在閣議に出席いたしておりますので、誠に恐縮ですが、私が承つておきます範囲におきましてはお答え申上げたいと思ひます。

只今大野委員からお尋ねがございましたように、閣議におきましては、多少簡易裁判所の増設につきましては異論がありましてということ承つております。その理由といたしましては、現在の政府におきましては、行政機構の圧縮をいたしては成るべく機構を小さくしたいという方途で進んでいくのに、裁判所は、もとより行政機関ではなく、裁判機関であつて、別途に考慮すべきものであるけれども、裁判所だけこの際増設するということは如何なるものだろうかという御意見があつたのでございまして。それから更にこの増設について疑義を持たれた閣僚の中には、現在簡易裁判所は法律上設置することになつておられるけれども、現実に設置されていない裁判所もあるように聞いておる、尙人の配置或いは物的設備の面で極めて不十分な所もあるように聞いておる、にも拘わらず、

その現状をそのままにして置きながら更に増設するというのは政府としてどんなものであるかと、この二点が主として反対の理由であつたように承つております。それに対しては、法務総裁といたしましては、裁判所の設置は民衆の権利擁護の上に欠くべからざることであり、幸いこの法案に盛り込んでおるところの設置予定地においては、関係市町村の要望も非常に強く、物的設備の点については、進んでこれを提供したいというふうな熱意もあるし、裁判所の方におきまして、或いは法務廳におきまして、人員の点については十分補充の見通しもついておるので、行政官廳或いはその出先機関を整備するという問題とは切離して、是非この増設を認めて貰いたい、これは地方の強い要望に答えるのみならず、裁判所の非常に強い希望でもあるので、その両面からは是非この設置は容認して貰いたいということを主張いたしまして、閣議の了承を得たと、かように承つております。

○大野幸一君 政府委員の御答弁を多量にいたしますが、そこでこの法案の實施六ヶ所の予算というものは幾らであるか。ところが予算外に要する場合があつて、実際に要する額というものはどのくらいか。そこで足りない部分は、従来やつて来たように、地方的の寄附を仰ぐとか、或いは金持とか顔役、ボスというふうな者が後援すると、そのために本庄事件や福島事件のときのように甚だ面白からざる結果を生ずるようなことがあるが、こゝういふ予算と実額との間のことはどういふふうに調整されるかということをお願いして置きたい。

○政府委員(岡咲組一君) 新設の予算につきましては、大野委員のお尋ねの趣旨も十分我々了承いたしたところでございまして、最高裁判所におかれまして、大蔵当局に強く増設の費用を請求いたしたのでございまして、現在の財政上、何と言つてもその新設の費用が賄えないということになりまして、実は新しい予算の要求は全部大蔵当局の認めないところとなつた次第でございまして。で、現在簡易裁判所は全國に五百五十九ヶ所ございまして、既定の予算総額といたしましては、六百四十五ヶ所の予算の下に一應人員費その他多少の物件費が組まれております次第でございまして。従ひまして、應舎の新設という点につきましては、どうしても民間の寄附に頼らなければならぬのが現実の予算上の状態のように承つております。ところが、大野委員の御指摘のように、民間の寄附に仰ぐといふことは誠に面白くないことでございまして、できれば政府でこれは賄いたいといふことは、裁判所におかれましても、或いは法務廳においても全然同感でございまして、折角民間の方で、こゝういふ建物があつて、これは多少の改造をすれば直ぐ應舎として御利用願ふと、であるから成るべく早く裁判所を設置して頂きたいという希望が非常に強い場合に、折角の申出をむげに断つてしまふのがよろしいか、それともその寄附の方法について、裁判所においても、或いは法務廳においても、慎重に研究いたしまして、今大野委員の御指摘のように、將來司法権なり、檢察権の運用に対して暗い蔭を及ぼさないような性質の寄附であるならば、むしろこれをお受けして、そしてそこに裁判所を造るといふこと

も、強ち不当な行き方ではないように考えまして、実は裁判所の設置の新設と言ひますか、當分の費用は、大部分現地の寄附に依存しなければならぬと、こゝういふ関係にある次第でございまして。いろ／＼この民間から寄附を仰ぐことに関連いたしまして面白くない問題が起きていることは私共深く遺憾といたしておるのでございまして、その点は一層注意しつつこの増設の問題を処理して参りたいと考えております。

○大野幸一君 いつもこゝういふことを聞くのですが、職員が民間の官舎にないために、こゝれ又職員が民間との関係を生ずるといふようなことで、そこで職員が官舎については十分なる処置を講ぜられたい。或いは拘留監と云ふようなもの、どういふふうにして善処するようになつてゐるか、警察の留置場を使うか、或いは護送の関係なんかで、例えれば電車で網笠を被つて、そうして手錠を嵌められて、公衆の面前で目立つといふことは甚だよくないことである。こゝういふようなことを避くべきであるが、これはどういふことになつてゐるか。もう一つは成程新設されて住民のためには非常にいいかも知れませんが、一方難事件になると弁護士を頼まなければならぬ。弁護士を頼むには、遠いところから弁護士に来て貰うためには、これに対して報酬、旅費、日当を拂わなければならぬ。却つて不便になるというか、依頼者の出費が多くなるというふうなことは、こゝういふ弁護士、裁判所というふうなものに対して考慮を拂われているかどうかといふ点をもう一言お聴きしたいと思います。

○政府委員(岡咲組一君) 弁護士の問題につきましては、私共も実は大野委員と同様に、裁判所の増設の場合に非常に心配いたす次第でございまして、この度増設を予定いたしておりますが、六ヶ村につきましては、幸い本廳との距離も甚だしく遠隔ではございまして、訴訟当事者或いは関係者に対して、弁護士を依頼するということに非常な不便をお與へすることはないであらうと一應考へておる次第でございまして。併し將來は或いはもつとこゝういふ点では不十分な場所には実は裁判所は置かなければならぬといふ必要も生ずることがあるのではないかと考へます。が、弁護士の配置というふうな問題は、全國的に考へましていふ／＼問題はございまして、將來弁護士法を改正いたされまして、東京の弁護士連合会といふものが、全國の弁護士会に対して相當強い統制力をお持ちになりまして、そのような場合には、この弁護士の配置の問題についても、一つ慎重に御検討をお願いいたしたい、かように考へております。それから收容者の関係でございまして、この点につきましては大野委員の御趣旨をよく酌みまして、行刑当局に遺憾なきよう取計らわせたといふ考へております。

○大野幸一君 先程の寄附のことについてであります。寄附はやはり個人のグループというふうなものから受けないで、受けるとすれば公共團體、例えば市町村から受けるようにして貰いたい。こゝういふようにして飽くまでもこれは警戒して頂きたい。これは希望ですが、こゝういふ新廳舎ができて開設式のあるときには、中央からおいでになつて祝辭を述べられるような

も、強ち不当な行き方ではないように考えまして、実は裁判所の設置の新設と言ひますか、當分の費用は、大部分現地の寄附に依存しなければならぬと、こゝういふ関係にある次第でございまして。いろ／＼この民間から寄附を仰ぐことに関連いたしまして面白くない問題が起きていることは私共深く遺憾といたしておるのでございまして、その点は一層注意しつつこの増設の問題を処理して参りたいと考えております。

近く開かれる今月の会合におきましては、簡易裁判所の事物管轄の点につきまして一つ隔意のない意見を交換するといふことにもなつております。將來は十分検討したい、かように考へておる次第でございます。鬼丸委員のお求めになりました資料につきましては、成るべく早く調査いたしまして必ず御報告申し上げたいと存じております。

○鬼丸義彌君 只今も政府の御意見のごさいましたるごとくに、私共簡易裁判所の判事の補充につきましては、果して適材を求め得るや否やという点については、一抹の不安を持つておつたのであります。むしろ近來の傾向としては簡易裁判所の権限が設立當時よりも遙かに拡大された。又判事の待遇等についても、他の官吏に比較いたしまして相当に優遇を受けておる。隠居仕事には頗るいいやないかというふうな趣旨から段々と人材が集まつて來つた傾向は私も承知いたしております。ところが私は冒頭に申し上げましたごとくに、この簡易裁判所の制度を設けるに至りましたことの沿革は、先に申し上げた通りであります。元來人間が懲役に入るか否かというふうなことは、これは全く死に次ぐべき大きな人生の問題である一般に考えなければならぬことだと思ひます。果して然らば、懲役に行くか行かんか、死に次ぐべき大きな人生の大問題であるといふものにはむしろ問題じゃない。殊に二里か三里、或いは四里か五里の道程が遠いとか近いとか、不便だとかいうようなことは、むしろ枝葉末節であります。或いは事件本來の重要性から考

へますれば、むしろ滑稽に属する。故に私は簡易裁判所としての制度自体の使命をいたしましては、やはりこの民事、或いは財産権、刑罰、その他の体刑の伴いまするようなものであるといふたしまたならば、いわゆる違警罪、少くともこれ以上に及ぶようなものに對しましては、十分に慎重に慎重を重ねて最後の断案を下すべきではないかと思つております。ところが近來の殆んど裁判所においての事件の中心問題としましては、いわゆる二百三十五條の竊盜罪、殊に懲役三年以下の事件といふものは、殆んど満天下を蔽うておるのであります。事件中の一番最高位を占めております。而も相当良家子弟、或いは洋々たる前途ある青年が社會の一朝の動きに刺激されまして犯します事件といふものは、その殆んど大部分であります。一件々々慎重に慎重を期して、本人に對しまする処分というものは、過ちがあるといひましたならば、それこそ及ぼす影響は大変なものであります。日本の前途に大きな暗影を與へることになるような重要な裁判を、こうした趣旨において設けられまして簡易裁判所において大部分これを包容審理いたしますることになるならば、これは私は大変なことだと思ひます。これを便宜的だとか或いは事務的だといふようなふうには……我々のようにいつも裁判に携つておりますものならば、これ程深く持つておりませんけれども、これ程大きな問題はないと思ひます。これを事務的に解決して、それで以て得たりといひたしたならば大変なことだと思ひま

す。若しそれ今日の如き制度を依然として恒久性を持たしめて行くといひましたならば、今一步、数歩退いて、簡易裁判所自体の本質を根本的に改むるにあらざれば、このままにして放置することはできないと思ひます。今幸に今回の法曹懇談会の議題に供して頂くといふことであります。この点に是非とも眞剣に検討を遂げられまして、こうして應急措置として事務的に、人間を懲役に行くか行かんか、子弟の前途を奪うか奪はざるか、人間を殺すか殺さざるかといふふうな、或いは一家を滅亡せしめるか否かといふふうな重大事件を、簡易裁判所で以て処断をするといふことは、如何にも私はふざけたくないと思ひます。どうかその点に對して特に慎重なる眞剣なる一つ御研究を願つて、制度として置くのであるならば、十分万遺憾なき方法を以てし、然らずとするならば、一刻も早くこれを本裁判の法廷で以て一切事物管轄を取扱わしめて審理して行くといふふうにするか、いずれかに私はしなければならぬことであると思ひます。二百三十五條の竊盜罪など常な不良の徒が大部分を占めておつたのであります。今日の竊盜の被告人になつております者は、むしろ逆であります。むしろ從來の竊盜被告人のような姿とは全く違ひます。者が大部分でありますから、これは一刻もゆるがせにできないと思ひます。現在、裁判所に意見を申述べて、次回の議題に供して、特に一つ御研究を願ひたいと思ひます。尙私はでき得ますれば、制度が布かれて後、殊に二百三十五條の事物管轄を與へました後の成績が分

りましたならば、分つておる範圍で結構でありますから、是非その資料を頂きたいと思ひます。

○政府委員岡咲組一君 只今鬼丸委員の所述になりました御意見は、よく承知いたしました。十分慎重に研究いたしまして、成るべく適正妥當な簡易裁判所の制度を確立いたすようにいたしたいと考えております。

○委員長(伊藤修君) 他に本法案に對して御質疑はありませんか。他になければ、これを以て質疑を終結することに御異議ありませんか。

○委員長(伊藤修君) では質疑は終結いたします。

本案に對するところの討論は省略いたしまして、直ちに採決することに御異議ありませんか。

○委員長(伊藤修君) ではさう決定いたします。

本案全部を問題に供します。本案全部に御賛成の方は御起立を願ひます。

〔総員起立〕

○委員長(伊藤修君) 全員一致、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

では本會議におけるところの委員長の口頭報告については、予め御了承を願つて置きます。尙御賛成の諸君の御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

齋 武雄 大野 幸一
宮城タマヨ 鬼丸 義彌
松村眞一郎 松井 道夫
岡部 常 深川タマエ
○深川タマエ君 先程大野委員から、福島縣下におきまして、列車の乗客を

一斉に下車せまして、主食の携帶の捜査をしておる事件につきまして、これは國民全体を直ちに被疑者と認めて捜査するといふことは、どうも法律的にも根拠のないことであつて、基本人權を侵害するものであるといふふうな御報告でございます。すでに關係官廳の手によつて全國に指令を下しまして、その方法は中止されたように承知いたしました。さすがは法律の専門家であられるだけに、御觀察の鋭さと御裁断のあざやかさ、そしてそれを直ちに政治に實現して行かれる御手腕については、私は非常に敬服いたしておるのであります。ただ一つここに割り切れない問題が残りますことは、占領政策と言ひますか、九原則とも関連いたしまして、今後主食の取締りはますます嚴重を極めると存じます。實際問題といたしまして、一升以上の主食の取締りもいたしておるといひました。と、いわゆる一立方尺以上の荷物に對しましては、警察官の第六感で一應は被疑が成り立つ場合が相当多いと思ひます。であります。民主化とも関連いたして、警察官の捜査の勞苦も並大抵ではないと非常に心配いたすのであります。が、實際問題としてそれでは今後この主食の取締に當つて、新しい一つの法律を作らなければならぬと思ひます。であります。これに對しまして關係官廳の方はどう考へておられるかお尋ねいたしたいと思ひます。

○政府委員(岡咲組一君) 深川委員のお尋ねに對して私から便宜お答えいたしたいと思ひます。主食の取締につきまして、現状のままで放置いたして置きますといふと、今深川さんの御指摘になりましたやうな行過ぎも將來行

われ得る虞れもあるわけでございます
ので、できれば、若しも適当な法的措
置が取り得るならば、主食の携帯或い
は運搬について適当な取締の規定を設
けたいと政府はかように考えておる次
第でございます。

○委員長(伊藤修君) ちよつと速記を
止めて。

〔速記中止〕

○委員長(伊藤修君) 速記を始めて。

○委員外議員(板野勝次君) それでは
法務廳の方にお尋ねしたいのですが、
被疑者が拘留所におる場合における書
籍等の制限が極めて制限されていると
いうことなんですが、果してそのよう
な被疑者に対する拘留所における読書
等の制限の通牒が発せられておるかど
うか、現状はどうかということをお尋
ねしたいのです。

○説明員(関之君) 御質問に対してお
答えいたします。お尋ねのごとき通牒
は発せられております。その收容者に
対する読書の措置は当局といたしまし
ては法律の趣旨に則りましてこれを運
用しておるわけでございます。少し繁
雑になりますが、根拠から申し上げます
と、監獄法第三十一條に「在監者文
書、図画ノ閱読ヲ請フトキハ之ヲ許
ス」第二項として「文書、図画ノ閱読
ニ關スル制限ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム」
というふうな規定があるわけでござい
ます。これがこの問題に対する根拠の
法律になるわけでございます。この法
律の規定に基づきまして監獄法施行規則
第八十六條に「文書図画ノ閱読ハ監獄
ノ紀律ニ害ナキモノニ限リ之ヲ許ス、
新聞紙及ヒ時事ノ論説ヲ記載スルモノ
ハ其閱読ヲ許サス」(こいういことにな
つておるわけでございます。そうし

て第八十七條に「雜居拘禁ニ付セラレ
タル在監者ニハ同時ニ二箇以上ノ文書
圖画ヲ閱読セシムルコトヲ得ズ但字書
ハ必要ニ因リ冊數ヲ増加スルコトヲ
得」(こいうふうになつておるわけで
あります。これが法律上の規定であり
まして、行政保護の当局といたしまし
ては、この法律と施行規則の規定に従
ひまして、これを實際に運用しておる
わけであります。これに基づきまして昭
和二十二年十一月二十七日矯給甲第一
五七六号といたしまして、この点とそ
れ以外の「一般の特殊收容者の処遇に
ついて」という通牒を出してございま
し、その中にこの読書の点については
次のようなこの法律の趣旨を敷衍した
ことを命令しておるわけであります。

それを讀んで見ますと、(ハ)として「差
入は、政治的又は社会的勢力の増大を
目的とする物は刑務所の紀律維持の観
点よりこれを禁止するが、その他の物
については、一般刑事被告人の場合と
同様に取扱ふこと。」(ハ)として「図
書の閱読、右翼的又は左翼的思想の宣
傳を目的とする圖書の閱読はこれを禁
止する。同様に政府を破壊し社会を混
乱せしめる意圖のあるもの之を閱読
せしめない(こいうふうになつておる
わけでありまして、この通牒もこの法
律及び規則に基づき「監獄ノ紀律ニ害ナ
キモノニ限リ之ヲ許ス」というこの規
定の精神を受継ぎまして、その範圍内
においてかような規定を出しまして、
實際にこれを取計つておる、かような
次第でございます。

○委員外議員(板野勝次君) ちよつと
お尋ねしますが、二十三年のいつなん
です。

○説明員(関之君) 二十三年の十一月

二十七日であります。

○委員外議員(板野勝次君) それの中
の政治的影響を與えるもの云々と、
それから右翼的左翼的というふうな言
葉が使われておつたのですが、ポツダ
ム宣言の趣旨から行くと、過激な軍國
主義的なものを排除するということが
目的であつて、占領目的から言つても
共產主義的な思想に対する排除とい
ふことは決して言われていないの
で、(こいうふうな命令が出されるこ
とはポツダム宣言の趣旨に對しても反
するものだと思ふのです。右翼とか左
翼とかいう抽象的な言葉でははつきり
これは了解されにくいのであります。

例へば帝國主義的な、軍國主義的な思
想に對して排除されるということは明
かにされておると思ふのですが、若し
左翼的な文獻、社会主義的な文獻、共
産主義的な文獻等が排除されるという
ことならば、当然これは戦時中若しく
はそれ以前における特高警察的な意圖
を目的として文書閱読の自由を極めて
制限するものであつて、これは憲法の
趣旨にも反するし、勿論ポツダム宣言
にも反すると思ふので、その点に對す
る見解を伺いたい。これはむしろ法務
總裁に對して質すべきものかも知れな
いと思ひますが、明かにこれは行き過
ぎだらうと思ふ。

○説明員(関之君) お答えいたしま
す。御質問の要點は極めて重大な問題
を含んでおる点であります。一應事
務の當局といたしましては、その点に
つきましては次のように考へて行なつ
ておるわけであります。それは刑務所
におきましては、何分にも各種の犯罪
性のある者が收容されておるのであり
まして、その治安を維持するといふこ

とは非常に重要な問題になるわけであ
ります。それで(こういふ)右翼的或いは
その他ボス的な(こういふ)ものが入り
まして、刑務所の治安が乱されるとい
うことになりまして社会全体が非常に
不安に陥る、こいうふうな結果にな
るわけでありまして、私共側に向つて
おる者は(こういふ)社会に對して誠に
申訳ないといふ各種の事例を持つてお
るわけであります。さういふ観点から
刑務所内の紀律をできるだけ嚴格に保
つといふことは、實際のそこを運用す
る上から見て止むを得ない。又社会に
對して果すところの(こういふ)止むを得な
いところの責任であり、義務である
と、かように考へておるわけでありま
す。さういふ観点から第八十六條に圖
書の閱読は監獄の紀律に害なきものと
いうようなことが監獄法及びその施行
規則に書いてあるわけであります。こ
れらのことは今私共が考へたような
趣旨からいたしまして、ポツダム宣言
の趣旨に反するものではないと考へて
行なつておるわけであります。それで
さういふ観点から監獄法施行規則の規
定及びこれに基く訓令も決してポツダ
ムの宣言には違反しない、かように考
へて運用しておるのであります。

○委員外議員(板野勝次君) 只今は実
に重大な答弁でありまして、現在例え
ば軍國主義を鼓吹するとか、或いは又
風俗を壞乱するとかいふふうなもの
は当然閱読は禁止されなければならな
いけれども、言論出版等が自由になされ
ており、風俗を壞乱するといふふうな
ものでない場合においては、明らかに
各種の思想等の研究については許され
ている。ところが今当局の説明による
と、こういふふうなことがいふ(こういふ)社

会的に因つて來るといふのですが例え
ば社会民主主義的思想に關するものを
閱読し、若しくは共產主義に關する思
想的な研究を拘留所内においてやる
といふことは毫も社会的に破壊、い
ろんなものを伴ふものとは思へない。決
してそのようなものでないし、若しそ
のようなものであるならば、何らかの
取締りがなされるべきであらうけれど
も、現在なされてないし、言論出版結社
といふものの自由は認められて來てお
る。而も監獄法なんといふものは、昔
のもので、現在既に我々は監獄とい
ふうな言葉は使つてはいない。而もそ
の曾ての軍國主義時代の残存物であつ
た監獄法そのものの中から規則を引つ
ぱり出して來て、こういふふうな規則
命令を定めること自体が既に大きな間
違ひだ。只今説明されたような左翼的
な文獻といふものの中にも社会民主
主義、社会主義、共產主義等が含まれ
ておる。それが何故刑務所の中で閱読し
たならば、それが現在の社会が破壊さ
れて來るか、こういふことは毫も考へ
られないと思ふのであります。殊にそ
れだつたならば、旧時代の特高警察時
代の考を法務廳自身が持つておるとし
か思われんと思ふのであります。果し
てこういふものを認めれば、社会が攪乱
され、破壊されるかどうか、こうい
ふ趣旨で出されておるならば、もう一度
それに対する見解を説明して貰いた
い。それは非常に終戦後における法務
當局、司法當局がファシズム化されて
來ていふと非難されておるものに、も
う一つ輪をかけておる重大な問題だ
と思ひます。

○政府委員(遠山内市君) 只今の御質
問を承つておりますと、事誠に重大

なる御質問であらうと思ひます。今総裁もおいでになつておりませんし、又その方の政府委員も来ておりません。ただ司法当局の見解だけでは納得がいかなと考へますし、適当な機会に総裁から責任ある御答弁をして頂くように連絡いたしますから、御了承願ひます。

○委員外議員(板野勝次君) それでは今の政務次官がおつしやつた通り、重大な問題であつて、單に我々の個人的な問題ではなくして、大きな全体の問題ですから、法務総裁に是非來て御答弁を願ひたいと思ひます。

○委員長(伊藤修君) それでは政府の要求がありますから、法務廳の意見が纏まつたらあなたの方に御通知申上げることになります。

○委員長(伊藤修君) 次に先程上程いたしました皇族の身分を離れた者及び皇族となつた者の戸籍に関する法律の一部を改正する法律案、これに対する御質疑がありましたらお願いいたします。ちよつと速記を止めて。

〔速記中止〕

○委員長(伊藤修君) 速記を始め。

○委員長(伊藤修君) この際皇族の身分を離れた方がどれくらいあるか、その事情について伺ひたいと思ひます。

○委員長(伊藤修君) 皇族の身分を離れた方のその後の事情如何ということについて……

○政府委員(村上朝一君) この法律が施行になりまして以來、昭和二十二年の十月十四日の皇族會議を経まして、十一宮家、五十一人の方が皇族の身分を離れられまして本法の適用を受けられましたのでありますが、その後はこの法律の適用を受けた事例はございま

せん。只今のところ直ちに予定されておる方があるというところは承わつておりません。

○委員長(伊藤修君) 速記を止めて。

〔速記中止〕

○委員長(伊藤修君) 速記を始め。午後一時から始めます。

午後零時二十一分休憩

午後二時十分開會

○委員長(伊藤修君) では午前中に引續いて法務委員會を開會いたします。

○委員長(伊藤修君) 裁判所法等の一部を改正する法律案の改正の重要な点につきまして簡単に御説明申上げます。

○政府委員(岡咲雄一君) 裁判所法等の一部を改正する法律案の改正の重要な点につきまして簡単に御説明申上げます。

第一点は裁判所書記官及び裁判所書記官補という新しい官職を認めた点でございます。すでに御承知のように現在におきましては、裁判所事務官の中適當なる者を裁判所書記に補します

て、公判の立会いその他訴訟關係に関する事務をいたしておるのでござい

ますが、裁判所事務官は、本來行政官でございまして、司法行政の事務を掌るのが本務でございまして、従いまし

て、その司法行政を担当いたします事務官の中から、裁判所書記を補すること自体が、大いに考へられなければならぬのでありまして、この際新らしい公務員法の精神に則りまして、全然

職權を異にしておる裁判所書記官というものを、裁判所事務官から切り離しまして、その職權は適うように裁判所書

記官及び裁判所書記官補というものを認めようとしたのであります。これが第一点の改正でございまして、次にこれは條文の整理でございまして、現行法の六十六條によりまして、司法修習生は、高等試験の司法科試験に合格した者の中から最高裁判所がこれを命ずるというところになつておりますが、高等試験令が廢止されまして、これに代る新しい試験制度が現に國會に提案されております司法試験法によつて生れるわけでございます。この司法試験法は現に御検討を願つておりますので、或いはこの題名とか或いはその内容につきましても、多少の御修正を得るというふうになるかも知れないと考へます。この法律により

ます試験制度を設けるという点は、先ず御了承を得られるであろうと考へております。つきましては、この六十六條を、法律に定むる試験に合格した者の中から最高裁判所がこれを命ずるという建前に修正いたさなければならぬので、さうな修正を立案いたした次第でございまして、

第三点は補充裁判官に関する点でございまして、これに現行法においても認めておるのでございまして、現に緊需しておる裁判所の事件の審判並びに將來緊需するであろう事件のことを考へますと、補充裁判官が一人では不十分である、長期に亘つて、而も内容の複雑多岐な事件を審判いたしまするには、二名の補充裁判官を認めることがむしろ必要であると思ひまして、七十八條におきまして補充裁判官の人数を増員するという趣旨の規定を設けた次第でございまして、

その次の改正点は、司法研修所の教官並びに裁判所調査官に、当分の間必要がある場合には、裁判官又は檢察官を以て充てるという規定を設けた点でございまして、司法研修所の教官並びに裁判所調査官は、本來その職務を完全に遂行いたしましたためには、裁判官若しくは檢察官の關係を有する者を以て充てることが要求せられるのでありまして、現に司法研修所の教官並びに裁判所調査官は、殆んど大部分裁判官若しくは檢察官たる資格を有する者を以て充てておるのでございまして、法制の建前から申しますと、裁判官若しくは檢察官たる官にのみならず、當然裁判所調査官若しくは教官になるということには、多少困難も伴いますし、又これを轉官いたさずして、司法研修所教官或いは裁判所調査官とした

ますと、先般御審議を仰ぎました裁判官の報酬或いは檢察官の俸給に関するこの法律によりまして、裁判官或いは檢察官は、甚だ高い待遇を受けておるのでございまして、この裁判官或いは檢察官をその地位から離しまして、司法研修所教官或いは裁判所調査官に充てますと、事實上低き待遇に甘んじなければならぬというふうな事態にあるのでございまして、これは現在の經濟狀態なり一般俸給生活者の現狀から考へますと、甚だ忍び難いこととでございまして、この点から申しましても、成るべく裁判官或いは檢察官の地位に置きまして、こゝういふ教官或いは裁判所調査官に充てるといふ制度を設けることが必要であり、且つ現在の事態においては止むを得ないのではないかと考へる次第でござい

ます。それから最後の本案の改正点の一点

は、裁判官及びその他の裁判所職員の分限に関する法律の一部を改正するの

でございまして、これは裁判官以外の職員の分限につきましては、この法律において特例を設けておつたのでござい

ますが、公務員法が改正せられまして、分限に関する關係は、一般公務員の例によりまして一向差支えない事態になりましたので、第十四條を削りまして、裁判官及びその他の裁判所職員の分限に関する法律を、裁判官分限法と改め、裁判官のみの分限に関する規定とした次第でございまして、以上が本法律案改正の要点でござい

ます。

○委員長(伊藤修君) では本案に対する質疑に入ります……

○委員長(伊藤修君) ではこの際本案と関連を持つところの司法試験法について御説明を伺つて置きましょう、さういふふうにしてよろしうござい

すか。

〔どうぞと呼ぶ者あり〕

○委員長(伊藤修君) では司法試験法を議題に供します。本法案について御説明を願ひます。

○政府委員(岡咲雄一君) 司法試験法につきましては、提案理由で概要御説明申上げましたのでございまして、簡単に法案の内容について逐條御説明を申上げたいと存じます。第一條は司法試験の性格を規定いたしました規定でございまして、この司法試験は、法律専門家として必要な學識及び應用能力を有するかどうかを判定することを目的としたのでございまして、さうして、この司法試験に合格いたしました者は、先程の裁判所法等の一部を改正する法律案で申上げましたように、司法

官並びに裁判所調査官に、当分の間必要がある場合には、裁判官又は檢察官を以て充てるという規定を設けた点でございまして、司法研修所の教官並びに裁判所調査官は、本來その職務を完全に遂行いたしましたためには、裁判官若しくは檢察官の關係を有する者を以て充てることが要求せられるのでありまして、現に司法研修所の教官並びに裁判所調査官は、殆んど大部分裁判官若しくは檢察官たる資格を有する者を以て充てておるのでございまして、法制の建前から申しますと、裁判官若しくは檢察官たる官にのみならず、當然裁判所調査官若しくは教官になるという

ことには、多少困難も伴いますし、又これを轉官いたさずして、司法研修所教官或いは裁判所調査官とした

ますと、先般御審議を仰ぎました裁判官の報酬或いは檢察官の俸給に関するこの法律によりまして、裁判官或いは檢察官は、甚だ高い待遇を受けておるのでございまして、この裁判官或いは檢察官をその地位から離しまして、司法研修所教官或いは裁判所調査官に充てますと、事實上低き待遇に甘んじなければならぬというふうな

事態にあるのでございまして、これは現在の經濟狀態なり一般俸給生活者の現狀から考へますと、甚だ忍び難いこととでございまして、この点から申しましても、成るべく裁判官或いは檢察官の地位に置きまして、こゝういふ教官或いは裁判所調査官に充てるといふ制度を設けることが必要であり、且つ現在の事態においては止むを得ないのではないかと考へる次第でござい

修習生になる資格の一つを備えていることになるのでございます。即ちこの司法試験に合格した者のうちから最高裁判所が適当と思われる者を司法修習生に採用せられるわけでございます。そして裁判所法の六十六條の二項におきまして、前項の試験に関する事項は、別に法律で定めるとなっております。その別に法律で定めると、その法律がこの本法に当るわけでございます。その趣旨が第一條の二項に示されている次第でございます。この試験の性格につきましては提案いたしました法務廳といたしましては、一つの資格試験であるとか、ように考えまして、第一條の規定を掲げたのでございます。が、この点につきましては、最高裁判所におかれましては見解を異にせられまして、むしろこの試験は司法研修所への入所資格を檢定する試験である、言い換えれば司法修習生として採用されることが主たる目的である試験である、かようにお考えになりました。この試験の性格に關しまして裁判所と完全に意見の一致を見られなかつたことを遺憾といたしておるのでございます。

資格というものを全然規定いたしませんで、何人でも第一次試験を受けることができるという建前を取つておるのでございます。そしてその第一次試験の、試験の方法及びその試験の内容につきましては、方法につきましてはこの司法試験の管理を、司法試験管理委員会というもので行なうことになつておりますが、その管理委員会での試験の方法につきましては詳細な規定を規則で定めるということにはいたしておりまして、この試験の内容とその根本的な点に關しましてのみ本法に規定を設けてある次第でございます。即ち第一次試験は学校教育法に定める大学卒業程度におきまして、一般教養科目について筆記の方法によつてこれを行つて、かように定めたのでございまして、学校教育法に定める大学卒業程度という表現が一見事明瞭を欠くようございまして、これはお手許にお配りいたしておりますこの大学基準協會において檢討されました大学基準によりまして、一般教養科目として大学において履修いたしました科目は、参考資料の第二基準抄と書いてございまして、人文科学関係、社会科学関係、自然科学関係と相当廣範圍に亘る科目を履修した事になつておりまして、この教育を終りました程度においてこれを試験するということになつております。現実の試験のやり方でございますが、その点につきましては、人事院におきまして、公務員の採用試験をせられた例もありまして、その成績、試験の結果も承りまして参酌いたしておるのでございまして、將來いづれそれは試験管理委員会において細かく方法を規定せられるかと存じますが、私共の考えておりますところでは、細かい学科につきまして、一々いづゆる學術試験をやるといふような試験はいたしませんで、この教養が受験生の身につけておるかどうかというのを判定いたします程度におきまして、本年度行なわれました人事院の公務員の採用試験に近いような試験が実施されるであらうと、かように予想いたしております。それから第一次の試験の目的が只今申しましたようなものであります關係上、学校教育法に定める大学においてこの一般教養科目の学習を終つた者、その他これに準すべき者につきまして第一次試験を免除するということとは当然と考えまして、第四條にその第一次試験を免除せられる者の範圍を規定いたしました次第でございます。これは今申し上げましたように、大学におきまして一般教養科目の学習を終つた者、それから次にこれは經過的な規定でございますが、旧高等学校令による高等専門学校高等科、旧大学令による大学予科又は旧専門学校令による専門学校を卒業し、又は修了した者にもこの特典を與える。それから旧高等試験令に定める予備試験に合格した者、又はその免除を受けておる者、それから更に高等試験管理委員会の定めるところによりまして、只今申しました試験の免除を受けておる者と同等以上の教養と一般的学力を有するものと認められておる者、そういう者にはこの第一次試験を免除することになつておるのでございます。

それから第二次試験の方法と試験科目でございますが、試験科目につきましては、これを第六條の規定がございまして、憲法、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法、これは必須科目といたしました。それから商法、或いは行政法はこれはいずれも重要な科目でございますが、甚だ試験の範圍が廣い關係もございまして、いろいろ研究の結果先ず一科目を予め受験生をして選択せしめるということになつたのでございます。それから更に商法、行政法の中で選択しなかつた科目、それから破産法、労働法、國際私法、刑事政策、その中から受験者の選ぶ科目について受験せしめると、かようにいたしましたのでございます。

試験の方法は筆記試験と、それから口述試験でございます。これは口述試験の方の学科目は憲法、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法の五科目について行つたことになつたのであります。筆記試験、口述試験のやり方につきましては大体従前の高等試験の司法官試験の例によるであらうと考えております。この法案におきまして特に重要と考えますのは、従前の高等試験は内閣におきましてこれを管理いたしまして、法制局長官が試験委員長になつておつたのでございますが、試験の成るべく公平なやり方を保証いたします建前から、司法試験管理委員会というものを設けまして、この管理委員会をして試験の事務を管理いたさせることになつたのであります。その管理委員会は法務總裁官房長、最高裁判所事務総長と更に弁護士の中から弁護士会の推薦によつて法務總裁が任命いたします委員、この三名によつて構成されました司法試験管理委員会において管理いたさせることになつたのでございます。

たのでございます。そしてこの司法試験の試験を現実にいたします機關といたしましては、司法試験審査委員というものを設けましてこの審査委員が試験に當り、その審査委員の合議によりまして司法試験の合格者を定めるということになつたのでございます。そしてその司法試験の審査委員の数は試験科目一科目につきまして四人を超えてはならない、四人の範圍におきまして試験委員を、その審査委員を選びまして、審査委員をして試験を直接に行わしめるということになつたのでございます。この司法審査委員は法務總裁が司法試験管理委員会の推薦に基いて試験ごとに任命いたすことになつたのでございます。司法試験の委員会の職務はこれは法務總裁の官房において掌ることになつたのであります。尙司法試験の施行に必要ないろいろ細則を定めなければならぬと思ひますが、これは司法試験管理委員会が規則を定めてその規則によつて行つたことになつたのでございます。この法案によりまして、この司法試験を管理いたします司法試験管理委員会は法務總裁の所轄に属するということになつたのでございます。この点は政府といたしましては、第一條のこの試験の性格を申し上げましたように、これは法律専門家として必要な學識及び應用能力を有するかどうかということとを判斷するところの國家試験である、非常な廣い意味における一つの資格試験であると考えましたので、その性質はむしろ一般行政事務に属するであらう。そして政府の所管にいたすのが相当地である。而も政府の中のどの機關をし

の許可を得なければ受持つことはできないというところになっておりまして、現在では勤務時間中の講座は殆んど許可されていない。従つて勤務時間中は講義に出ていないと考えております。夜間の大学における講義の方は、これは一般に人事院から許可を得まして、法務総裁からも講義を担当することの認可を與えておると考えておりますが、その人員の数につきましては、人事課に調査がございまして、至急取り寄せて、後刻お目に掛けたいと存じます。

○松村眞一郎君　そうしますとこの規定は、裁判官が司法研修所教官に充てられた場合には、裁判官の仕事は一切しないという規定なんですか。

○政府委員(岡田一君)　さうでございます。

○大野幸一君　司法試験法案についてお尋ねしますが、これを法務総裁の所管に属するか、最高裁判所の所管に属するかという点で、最高裁判所の所管にして貰いたいという説の主なる理由を一つここで御披露願いたいと思ひます。

○説明員(内藤頼博君)　私から御説明申し上げます。裁判所法の第六十六條の司法修習生の規定がございまして、御承知のように、「司法修習生は、高等試験司法科試験に合格した者の中から、最高裁判所がこれを命ずる。第二項に「前項の試験に関する事項は、政令でこれを定める。」という規定がございまして、これが今回の裁判所法改正案によりまして改正されることになるわけでございますが、裁判所法ができました当時、公務員制度がいずれ改革されるということが予定されてはいたので

ございましてけれども、当時まだ公務員、一般官吏制度はそのままになっておりまして、そこで従来ございましてした高等試験が当分暫くの間は存在するということ、それをそのまま受け継ぎまして高等試験司法科試験と規定し、又その試験は政令でこれを定めるという規定になつてゐるのでございまして、これは過渡的に従來の高等試験を引き継いだだけの規定であつたのでございまして。裁判所法ができました当時、この問題については、實質的にはその点でなくて、司法研修所の問題として討議されたのでございまして。御承知と存じますが、当時新しい憲法の下において司法制度をどう改正すべきかというところを検討いたしましたために、司法法制審議会というものが設けられました。これは司法省としては曾てなかつたような大きな委員会でございます。これに司法制度の改正の諮問を司法大臣からいたされたわけでございます。その審議会におきまして、只今申し上げました司法研修所という機關を司法省の所管とするか、最高裁判所の所管とするかという点で、いろいろ議論があつたのでございまして。議論を重ねました結果、審議会の採決によりまして、多数決によつて司法研修所は最高裁判所に置くという結論がなされて、御承知のような裁判所法のその規定になつておるわけでございまして。問題の实体は、私共はすでにそのとき

に、その研修所の設置という問題で一つ結論が出てしまつておるというふうな考へておるわけでございまして。その後公務員制度が國家公務員法の制定によりましてすつかり改められまして、御承知のように高等試験令も廢止され

たわけでございまして。従つて公務員制度が公務員法のように變つて参りますと、もう従來の高等試験という觀念は当然なくなりまして。従つて、あと司法官即ち裁判官、檢察官、或いは弁護士という面においては何が残るかと思はれます。要するに司法修習生の制度が残るだけになつたわけであります。そこで司法修習生になるのに或る試験が必要であるという問題が残るだけのうちに私共は考へるのであります。そこで試験の性格につきまして、今回の法務廳で立案されました司法試験法、この案につきましては実は私共どうも十分に納得しかねるものがあるものでござい

ます。この第一條を見ますと、司法試験は、法律専門家として必要な學識及びその應用能力を有するかどうかを判定することを目的とする國家試験であるという規定がございまして、従來の高等試験の觀念をすつかり離れて考へますと、こゝに於いて新しい司法試験が果して必要かどうかという点を先ず第一に疑はざるを得ないわけでございます。法務廳の案によりまして、法律専門家という一つの新しい觀念をこゝに付けられました。その資格試験のよう規定してございまして、それによつて、司法修習生の修習の前提になる一つの試験を通つたからといつて、直ちにこれが法律専門家として觀念付けられることがすでに私共として納得の行かない点でございまして。それからこの法律専門家試験に合格した者を法律専門家と呼ぶとして、これが一体法制上どういう意義を持つかというところを見ますと、甚だ曖昧になつてしまふのであります。裁判官にあらず、弁護士にあらず、檢察官にあらずして、法律

専門家として世の中に生れてしまふわけでございます。或いは会社その他でございまして。或いは法廷の場合には、法律専門家という一つの資格が買われるのではありません。併しそれは弁護士にあらざる法律専門家でありまして、折角新しい弁護士法によりまして弁護士制度が確立される際に、その弁護士制度の根本を崩すようなこゝういつた法律専門家というものを世の中に作られるというところは、私共としては賛成しかねるわけでございまして。そこでその試験の性格を申し上げますと、先程申し上げましたように、ただ司法修習生になる際にやる試験というだけを見ればそれで十分なのであります。従來の高等試験のような思想をそのまま残して、而も曖昧にそこに法律専門家というやうな資格を作つてこゝういつた試験を作り出す必要は一つもないように考へております。そこでもう一点申し上げますと、それでは、それは司法修習生の入所試験即ち採用試験なのか、或いは資格試験と考へるのかというお尋ねであらうかと存じます。これは本質は司法修習生に採用される試験である、といふうちに本質はさうあるべきであると考えております。併しな

がらそれも嚴重な採用試験、丁度学校の入学試験のように觀念いたしましたところ、そこに非常に窮屈なものが生じますから、本質はさういふ試験の性格であると考えなければならぬ、例へば今年その試験に合格したところが健康上の理由から司法修習生として修習は受けられないといふやうな場合に、その人を翌年健康が回復しておるならば、それは修習生にさせていだらうといふ

ことになるわけでございまして。そういう意味で学校の入学試験のような採用試験ではないのでありまして、附隨的には資格試験の効力を有せしめることは差支えない、又必要はなからうかと考へるのであります。本質におきましては司法修習生になる試験といふふうに考へる次第でございまして。そこで司法修習生になるための試験といふふうに考へますと、これは當然その司法修習生を預かる司法研修所を置いております最高裁判所に所管するのが當然のことでありまして、何もここに改めて新規の試験を考案して法務廳の所管にするといふやうなことは私共は毛頭ないと考へております。以上簡單であります。最高裁判所の考へ方を申し上げます。

○鬼丸義雄君　私はこの法案審議についての経緯をまだ知りませんが、只今最高裁判所の総務局長の説明は相當長く、而もそれ／＼内容の大変充實したお話が沢山ありました。ようすが、どうも一遍の説明だけでは理解しかねるのですが、それに対するあなたの方の最高裁判所の所管に属するのが適当だといふ御意見ですか。

○説明員(内藤頼博君)　この第一條の試験の性格の問題になると思ふのであります。要するに司法試験と裁判所の六十六條に言う試験、その試験といふものは必要であるといふことは考へられますし、その試験についての法律を作ることは必要になります。その試験は最高裁判所が所管すべきであるといふふうに考へておるわけであります。

○鬼丸義雄君　これは最高裁判所とそれから法務廳との間においてすでに折衝したわけですか。

○説明員(内藤頼博君)　これは最高裁判所とそれから法務廳との間においてすでに折衝したわけですか。

○説明員(内藤頼博君) それは集まりましていろいろ検討を見たのでありますが、意見の一致を見なかつたわけでございます。

○松井道夫君 これは両方に跨つた質問になるかと思いますが、今の裁判所の六十六條ですが、以前の法律によりますと、六十六條が「前項の試験に関する事項は、政令でこれを定める」ということになつておるのでありますが、この度の改正案には、法律でこれを定めるということになつておるのであります。それで政令を法律に改めるというふうになつたのは何か公務員法とか、他の法律に根拠というものがあるかどうか、その点を先ず伺いたいのでございます。

それから次に最高裁判所のこの司法試験に対する態度であります。今のお話によると根本的に違つておりますので、單にその所管のところを修正しただけではいけない。殆んど全面的に何か書き改めるようなことにならなければならぬかのごとく聞かせるのであります。その点を一つ伺いたいと思ひます。

○政府委員(岡咲一君) 現行法の裁判所法の六十六條には、政令による試験というふうに定めておるのに、なぜ法律による試験に改めたかというお尋ねであります。実は政令による試験といふことは、その試験は政府が管理したのが当然の建前と認め、政府がその試験を管理するからその試験の内容、或いはその事項については政令でこれを以て定めるということに現行法は相成つてゐるかと考へるのでございます。この試験は先程内藤総務局長から説明もございましたように、司法

官或いは弁護士となるのにこれに必要な学力、或いは應用能力を有するかどうかというのを判定する試験であります。関係上、政令よりもむしろ法律による方が適當である、かように政府は考へたのであります。法律による試験といふことは、実は最高裁判所では、この試験は司法研修生となる資格を定める試験であるから、むしろ裁判所の廣い司法行政の範囲にも属し得るのではないかと。従つてこの試験は最高裁判所で定められた規則によつて規定し得るのではないかと考へ方を採りになつたのでございます。で最初に最高裁判所、弁護士会、それから法務廳、學識経験者という方々が集まりまして、會議をいたしました。際に、最高裁判所ではこの規則による試験の案をお考へになつたわけでございますが、それがこの會議でいろいろ議論がありまして、結局國民の一つの資格、而も甚だ重要な資格に関する試験であるが故に、むしろ法律による方が適當であろうというところの殆んど意見の一致を見まして、実は法律による試験にいたしましたことには次第でございます。

○説明員(内藤頼博君) 只今の御質問にお答えいたしますが、要するに先程申し上げたことは、試験の性格に関する点の一つ、この二点でございます。若し仮にこの法案をその意味で修正ということと考へて見ますと、要するに第一條第一項にあります「法律専門家」というこの第一項の規定が必要でなくなるというところ。あと試験の所管について法務總裁という字句を改めて頂ければ

れだけで済むのではないかと考へております。

○松井道夫君 そうすると司法研修所に入るの、やはり第一次試験、第二次試験が必要だというふうになりますか。

○説明員(内藤頼博君) やはり二回の試験が必要だというふうに考へております。

○鬼丸義賢君 今最高裁判所の総務局長の説明を承つておつたのですが、その六十六條というのは、今度出された裁判所法等の一部を改正する法律案の方に六十六條を先程御説明になつたのですか。そういうことになりますか。

○説明員(内藤頼博君) 先程ちよつと申し上げましたのは、改正前の六十六條が政令で定めるといふ規定を置いた、立案されました当時の経過を申し上げたのであります。当然今度はそれが改正されまして、この法律によつて試験のことは定めることになつたわけでございます。

○鬼丸義賢君 そこでいろいろことを一つ如何でございませうか。憲法七十七條によりますと、やはり最高裁判所の規則制定権、並びに弁護士に関する内部規定のところなどを考へて見ますれば、司法関係に関するところについては、割合に最高裁判所の方が大分関係が深くつて來ておるようには思ひます。從來の制度よりも……。そういうしますと、只今の説明は非常に内容ある説明と私の方でもちよつと簡單ながら思ひますので、この際最高裁判所の意見をまとめて一つ書面でも當委員会に審査資料として出して頂いたというところを申上げてこの際お願いいたします。

○委員(伊藤修君) 鬼丸委員からの要求にかゝる意見書みたいなものを文書で一つ御提出願ひます。

○説明員(内藤頼博君) はい。

○委員(伊藤修君) では最高裁判所から出して頂くことにいたします。

○大野幸一君 最高裁判所の方に管轄をして貰いたいという外に、何だか政府行政廳がやると試験の公正が保たれないのじやないか。時によれば政党的に利用されやしないかというふうなことを懸念する人があつたのですが、今まで高等試験令がやつて來まして、試験の不正というふうなことに對して不祥事件が起きたことがあるかないかということ、過去を一つ調べて貰いたいということも合せて、資料として御調査を願つて提出して貰ひたい。

○委員(伊藤修君) 本日でなくてよろしいございませうから、若しそういう資料がありませうら一つ……

○松井道夫君 只今の問題は非常に重要な点であると存するのであります。が、先に司法研修所が最高裁判所の所轄になるといつた際に、先程の内藤最高裁判所の総務局長のお話によれば、根本の問題はそこで解決したんだと、了解せられるというお話があつたので、その趣旨は私の理解いたしましたところでは、やはりその根本的な司法と行政の區別といふ点から論議されたのではないかと、これは私分りませんけれども、まあ想像するわけですが、要するに性質上司法乃至司法行政に属する、而もそれが固有の司法であつて、最高裁判所の所轄に属する。従つて結局その司法研修所において修習を受けるところの、要するに將來司法の

實務に携わる人達に対するその入所の資格を審査するところの試験、或いは採用するところの試験、その試験は事の性質上固有の司法乃至司法行政の主体であるところの政府関係で所轄すべきものではないというふうに私承つたのであります。その点につきまして間違ひがあつたら今の内藤総務局長から御訂正を願つて結構であります。その点についての法務廳側の御意見を一つ承りたいと思ひます。

○政府委員(岡咲一君) 司法試験の性格につきまして最高裁判所と法務廳が意見の一致を見ないのは先程申し上げてございませうが、法務廳がこの試験を如何に考へておるかということにつきまして改めて一度御説明を加えさせて頂きたいと存じます。内藤総務局長はこの第一條の規定が甚だ明確を欠くという御意見でございませうが、この第一條は司法試験の性格を規定したものでございまして、これは「法律専門家として必要な學識及びその應用能力を有するかどうかを判定する……」のがこの司法試験でございませう。即ち法律専門家として必要であるところの學識と應用能力のあるかないかという点だけを判定するものでございまして、最高裁判所にのみおきましても司法研修生として採用せられる場合にその學識の点について、この試験というものの効果を非常に尊重せられる。この試験に合格した者のみを採用せられるということになるのでございませうが、極端なことを申しますと、この試験には、先ず國籍上の制限も全然ございませうし、或いは前科者

であろうと、或いは極端なる体格の持主であろうと、そういうことは一向構いませんで、苟くもその人が法律専門家として必要な学識を持つてゐるかどうかが、この試験に通過するの目的でございます。この試験に通過すれば直ちに司法修習生となる資格があるといふことは内務省局長と雖も認められるわけでもないであらうと思ひます。司法修習生となるためには少なくとも二年間の研修に堪へなければならぬし、尙且つ將來弁護士或いは検察官、或いは裁判官として十分の素質を持つてゐるかどうかという点も一應御検討になりまして、そうしてこれならば國家の費用を以て教育するに値するといふ者のみをお選びになつて司法修習生として採用になるのであらうと思ひます。然らば司法修習生でない者でもこの試験を受ける資格があるかどうかといふ問題になるのでございませうが、この試験に合格いたしましたら、その当時は、たとへば虚偽であつたとか、或いはその外の資格において欠ける点がありまして、將來資格が回復せられるならば、更に司法修習生を志願することもできるかと考へますし、或いは司法修習生になりませんで、会社その外実業方面に進みまして、一つの國家的なテストを経てゐるという意味において職歴において尊重されることもあるかと思ひますが、これは法律的問題ではございませんで、その外に司法修習生——この司法試験に合格いたしました者が法務廳の事務官とか、或いは裁判所の事務官、或いは副検事になりますような場合、或いは簡易裁判所判事に任命されますならば、それ／＼その資格におきま

て、將來弁護士とか或いは検事、或いは判事たる資格を得るのでございまして、必ずしもこの試験に通過した者が全部法律上研修所に入らなければ法律的な意味がないといふことにはならないであらうと考へるわけでございます。現に今國會において御審議になつております弁護士法案によりまして、司法試験に合格いたしましたで、法務廳の事務官或いは裁判所事務官その外の官職に一定期間在職いたしますと、当然弁護士たる資格を得るのであります。そういふ面から申しまして、この試験は必ずしも不可分に研修所に入所する、司法修習生に採用されるという試験と全く一つであるといふことは私は言ひ得ないのではないかと考へる次第でございます。かように一つの國家が判定いたしました資格試験といひますならば、これは司法行政の枠から多少離れるものでないだらうか、むしろ試験一般といひまして、行政事務として、行政府が管理いたすのが適當ではないか、かように考へまして、本案では司法試験管理委員會の所轄は法務總裁の下に置くといふふうにいたしました次第でございます。

○松井道夫君 この法案が出ておりますので、この法案によれば、今法務廳の御説明になつた通りであると思ひますが、要するに、まづこの法案がございませんで、要するにまづ司法試験といふものが、必要だ、その司法試験はどこで所轄するかといふ問題について考へて見ますと、その点で先程最高裁判所の方で論議されて、解決済みの問題だといふやうに私として承つたんです。それであ

その点をお尋ねするわけなんです。○政府委員(岡咲組一君) 司法研修所の所轄につきましては、先刻内務省局長が御説明になりましたやうな経緯で解決になつたのでございませうが、むしろ裁判所の六十六條も當時制定されました規定でございまして、この裁判所法六十六條の建前から申しますと、やはり一應この高等試験司法科試験といふものを考へまして、而もその試験は政令による試験、言い換へれば司法科試験といふものを、やはり内閣において管理させるといふ思想がはつきり出ておりました。司法研修所の管理が最高裁判所に移されたといふことから、直ちにこの試験の性格なりその管理なりが當時決定的に決まつたといふことは申されないので、むしろ研修所の方は裁判所が管理するけれども、その前提であるところの試験は、やはり一つの國家試験として政府が管理するといふことに決まつたと、こゝういふふうに考へる方が正しいのではないかと考へます。

○松井道夫君 只今の御議論は、先程最高裁判所の方からのお話で、予め試験の過渡的の制度はどうなつておつたかといふお話があつたので、その点直接私の質問に対するお答えには……少くとも私のお尋ねしているところではないのであります。要するにあの頃はまだ試験が外にもあつたから、從來通りまづ政府の方で所轄したといふやうに、平たく私は考へておりますので、その後法律その他の変遷で、要するにすべてを軌道に乗せるといふことになつて、國家公務員法との関係もあり、今回の問題が起きたといふことであらうと存するのであります。そこで、又先程の質問にかゝるわけですが、要するに司法研修所が、これは最高裁判所に……まあ理論上のこととしましては、最高裁判所に附屬すべきものだといふことに論議されて、恐らくさういふことになつたんじゃないかと思ひ、さうしますと、要するに司法研修所に入るところの卵を見分けるところの試験といふものも、これは当然司法研修所も勿論一つの行政事務なんでありませうが、当然併し司法事務といふものにおいての行政事務、それと同じ意味でやはり最高裁判所でやるのが適當だといふのはこれは理論上です。理論上さういふ方が適當だといふ御議論が、どうも何か私だけの主観ですが、びつたりしないところがあるように思ひますが、そこらのところをお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(岡咲組一君) 司法試験に合格した者大部分が司法修習生として研修所に採用せられるといふのが極めて願ひしいことでもあり、又さうあるだらうと考へるのでございまして、さういふふうに考へますと、むしろ司法研修所に入所するのに適當な学力を有してゐるかどうかといふことの試験、こゝういふふうに考へることも甚だしく無理ではない、或いはさう考へる方が適當であるかと考へるのでございませうが、この試験に通過した者が直ちにそのまゝ修習生になるのはございませんで、さうでない人も相當いるといふことを考へますと、この試験をそのまゝ研修所の入所試験のやうに考へるのは、少し行過ぎではないかと、かゝうに考へるのでございませう。

○松井道夫君 そうしますと、要するに裁判所法六十六條ですか、その司法試験といふものは、要するに裁判官、検察官、弁護士、さういつた者を作るための試験という意味ではないので、要するに國家的に法律専門家といふ一つの範疇が必要なんで、それで裁判所法六十六條にさういふ指定を受けた者といふ意味で規定してゐるというやうに政府では考へていらつしやるというこゝとに相成るのでしようか。どうも私の言ひ廻しがまづいかもしれませんが、要するに裁判所法で司法試験といふものを認めた趣旨は、私共、まあ少くとも私は、判事、検事、弁護士を作るための試験であるといふやうに考へておつたんです。それで疑問が湧いたわけですが、今の法務廳の御説明によると、裁判所法の今の司法試験といふものは、さういつた狭い意味でないの、國家的に高い法律知識のあるところの専門家といふものを発見するための試験であるといふやうに解しておられるやうに聞えるのであります。その通りであるかどうか。

○政府委員(岡咲組一君) この試験に合格いたしました者の大多数が修習生になられるであらうといふことは十分予想いたしましたので、従ひまして修習生の非常に繁りの深い試験であるといふことは認めるのでございませうが、必ずしも修習生との試験とが完全に一致してゐるものであるといふやうには考へてないのです。言い換へれば、大部分の人は修習生としての道を選んで、將來裁判官、検察官、弁護士となるであらうけれども、或いは修習生になりませんで、或いは法務廳の事務官とか、或いは副検事とかになつて、又弁護士なり検察官になる人もあり得る

ということを考えますと、必ずしもこれは狭く考える必要はない、さればといつてこの試験は司法研修所とは全然無関係な試験であるというふうには考へてゐる次第ではありません。併し今申上げましたように、修習生とも完全に結び付いて、修習生たる資格試験であるのだと、修習生となるための採用試験であるのだといふふうには法務廳としては考へてゐない次第でございます。

○岡部常君 具体的の問題といたしまして最高裁判所の方にお伺ひいたしたいのですが、現在の司法研修所はどれだけの能力がありますか。又將來それはどういふふうな御意図がありますか。それをお伺ひいたしたいと思ひます。と申しますのは、やはりそういう予め採用試験であるとか、資格試験であるといふことをお決めにたつて研修所というものを作つておられるかどうか。その点もはつきりさして置きたいと思ひます。

○説明員(内藤頼博君) お答えいたします。現在のところ司法修習生を命じておりますのは年に二百五十名でございますが、今度は三百名ぐらゐ命ずることになると存じます。まあ施設の關係上そういう人数において制限されることは止むを得ないと考へております。尙それにつきましての採用について前提として資格試験予定して考へてゐるかといふお尋ねでございますが、司法修習生を命ずることを決定いたします前に、一つの或る従来の高等試験のような資格試験といふものは新しい制度の下におきましては必要のないことといふふうに考へております。

す。ただ先程申上げましたように、採用する際の、司法修習生を命ずる際の試験が、学校の入学試験のようなやましい意味で採用試験といふものは規定できないと思ひますけれども、従来のような高等試験のような資格試験は必要ないと考へております。

で最高裁判所がやられなければ受験者にとつてどんな不利益があるかといふこと、この感想がありますか。ただ研修所が俺の方のものであるから俺の方でやるのが理論上正しい、こういうだけのように今まで聞いておりますが、受験者にとつてどういふ不利益があるかといふことを一つ考へ、そういう点から、そういう見地からあなたの方が自分の方で管掌したいという氣持があればお伺ひいたしたいと思ひます。

○説明員(内藤頼博君) 御尤もな御質問であります。裁判所の司法行政の問題であります。御承知のように、新しい憲法によりまして、立法、行政、司法の三種の分立を旧憲法におけるよりも一層はつきりいたされまして、それと同時に裁判所について申上げますれば、司法とそれから司法に附随するいわゆる司法行政を裁判所の権限にすることを憲法の上においても明確にいたしましたわけであります。即ち司法権を運用して行くのに必要な行政は、これは裁判所の権限としたわけでございます。まして、お話のような司法行政所の所管ということになりまして、これは裁判所、檢察官、弁護士、即ち將來司法に直接關係して行く人達の養成といふ問題になりますので、これは司法機關たる裁判所の所管にしようと思ひ考へ方

に立つのが正しいと存じております。例へばアメリカの制度におきましては、そういうたいわゆる弁護士たる人の試験、それから弁護士に対する資格の付與、こういうことはすべて裁判所の所轄の下に置かれまして、裁判所の所轄の下に或る委員会を作つたり、或いは弁護士会の方で裁判所の管轄の下にそういうことを行なつたりしてお

るのであります。これに行政廳が關與することは、そういうことはアメリカの制度で申せば毛頭考へられない事柄なのであります。

それから受験生の立場からでございますけれども、受験生として、裁判所の所管の方が公正を感じるかどうか。これはまあ考へようもあらうかと存じます。ただ併しなから、將來司法のことに關係して行くという志望を持つております人達の試験といたしましては、裁判所が所管した方が、司法の独立と申しますか、行政とは全く切り離された仕事に自分達は關係して行くのだといふことを、そういう人達の心の上に植へ付ける面におきましては、効果があるかと存するものであります。要するに、自分達は司法といふものを志望してゐる、それは政府とは切り離された仕事なんであるという覺悟を、いづれ持つて試験を受けるであらうと存じますので、受験生の關係におきまして、やはり最高裁判所が所管する方が、よりよい結果が生ずるだらうといふふうに考へております。

○大野幸一君 そういう見解もあるでしょうが、これは今までの日本の裁判所の社會に対する印象は、裁判所といふものは世間のことは聞かないで、そうして超然として自分の考へが正しいといふところがあるやうで、むしろ裁判所といふものは世間から見ると陰氣に思われる。こういう感じがあまりしなかつた、なか／＼國民の言ふことは直接聞かない、こういうやうな感じを受けていたのであります。近頃大審院の判例

を拜読いたしますと、最高裁判所は、さすが民間からお入りになつたり、或いは又行政官廳からお入りになつていて、その議論が激烈としていて、非常に喜ぶべきことでありますけれども、例へば私はこの間一度招待されて行つたのであります。そこで感じたことは、司法研修所でありまして、やはりあれは將來は、檢察事も判事も弁護士もあそこで養成されるのであります。ところがどうも受けた印象は、裁判所の判事若しくは檢察事の養成というやうな考へが多分にあつて、弁護士養成というやうなことは第二的なことだ、こういう考へがあるのじやないか。その証拠には、弁護士会から派遣されておる教官に対しては、私は余り好遇されてゐないやうな感じを受けたのでございます。例へば我々委員が行きましたも、隅の方で小さくおてゐる。こういうことでは、私は弁護士会の意見というものは、司法研修所においてどれ程採用されておるか分らない、こういうふうな考へて歸つて参りましたけれども、やはり三者同一にして、同じやうに養成するのだ、こういう一つ考へでして頂きたい、この機會を利用して申上げて置きます。由來この法曹一元と言ひまして、一回弁護士をやつておつて、それから判事や檢察事を探るといふのが、アメリカあたりの思想でありまして、やはり弁護士を養成するといふことが先ず第一のやうに考へてもいいのであります。初めから官吏臭くすることが民主主義に合うかどうかといふことであります。そういう点も、一つ將來の参考にして頂きたいと思ひます。私はまあ見學さして頂いて、非常にまあ参考にもな

り、啓略して頂いて、感謝しますが、併しそのときにも私は座談的に申し上げたのでありますが、見聞を廣くするために、國會で法律の作られる過程を一つ司法修習生の人達に見学してはどうかという事を、座談のうちに申上げて置きました、賛成を得ていたようでありましたが、未だにそういう運びがありません。そういうことは、私僻むわけではありませんが、なに國會議員なんというものは裁判所とは違ふのだ、法律はどう誰に作られよう、解釈は俺の方がするのだと、こういううでは非常に困る。それが故に、この委員会では、討論或いは質問應答があつても、それを常に裁判所の解釈において駁論されてしまふという点であります。こういう点も一つ御了承されまして、立法の主旨は十分法律解釈の上に尊重して頂きたい、こういうことをこの機会にお願いして置く次第であります。

○松村眞一郎君 私はこの問題については、元來この司法修習生という問題をここに持出すから、問題が甚だ横道に入ると思ふのであります。この原案を見ますと、法律専門家といふことがありますが、法律専門家といふものを國家試験で資格を認めるといふ、そういう必要は私はないと思ふ。又そんなことを國家としてやるべきものではない。法律専門家は何かあるかといふことを、これをもう少し具体的に書く必要があると思ふ。それは結局裁判官、檢察官、弁護士であると思ふのです。國家は裁判官、檢察官、弁護士として必要なる學識、應用能力を有する基礎的の資格のある者をここで決めればそれでよい

のであつて、それを今度裁判官の方に探るときには裁判官の方でやればよいし、檢察官にしたいときには檢察官の方でやればよいし、弁護士なら弁護士の方でも実施すればよい。ただ司法修習生という制度を設けて、それを裁判所の中に入れてしまつた結果、目的の方を忘れて、途中半端な修習生の方に頭を入れて結果、研修所といふものがすでに裁判所に属しておるものであるから、試験も又裁判所でやるべきものであるといふことがとき誤解がここに生じておるのであつて、現行法をすらすらとにかく読めば、司法試験といふものがあるのです。ここにいわゆる法律専門家といふことがありますが、法律専門家といふものは今の三つしかない。この三つの法律専門家の基礎になるこの三つの試験で、おる者を試験するの司法科試験である。それに合格した者を、裁判所の方では判事に養成するがよいでしょう。檢察官の方は檢察官に養成する。弁護士の方は弁護士に養成する。そういうものが從來の司法科試験の本質であつて、その本質は誰も悪いと考へていない。ところが、たゞ司法の修習生という制度を拵えて、それもよいです。よいが、それを今度は裁判所の方に取つてしまつたから、今度裁判所の方で試験をするといふことになりまして、この試験は裁判官本体の試験になることは、これは必然のことです。ですから、これは意見になりませんけれども、この原案でよいと思ふ。併しながら、この法律専門家なんといふ、こんなものは間違つておるのであつて、裁判官、檢察官、弁護士として必要な學識、基礎知識を有する者でよ

ろしいと思ふ。その基礎知識を有する者の試験をやつて、それに通つた者を、裁判官にしたい人は裁判官の修習をするがよろし、元來研修所において、學ぶ人は、初めから裁判官にならないう人も私はあると思ふ。檢察官になるという志望で入る人がなければならぬ。何故かと言へば檢察官に、修習生の試験を終つた者を採用するといふことが書いてありますから、檢察官の方の資格にもある。司法修習生の修習を終えた者といふこと。それから十八條に書いてあります。それで、それから、檢察官の資格も、修習生の修習を終えた者を採用するといふ心持があらますから、初めから判事は自分はやらんと、自分は檢察官の方に向いておるのだといふ人が私はあると思ふ。その人は實は裁判官の修養よりも檢察官的の修養の方をしたいのであります。それから、その人にも万遍なく基礎的の知識があるかどうかといふことを試験するの、この司法試験の目的であると私は思ふのであります。今日立法論をするならば、この研修所といふものを最高裁判所に附けたことは間違つておると私は思ふ。むしろ資格において、裁判官も、檢察官も、弁護士も、共通の研修所にしなければならぬと思ふ。そういう見地から考えまして、この試験法を定める場合に、今申しましたような趣旨に合致するやうな工合な方向にこの法律を持つて行かないといふと、裁判官を養成する研修所になつてしまふ。この研修所は、裁判官を養成するのではないのです。最高裁判所が所管しておりますけれども、やはり檢察官も養成する場所であり弁護士も養成する場所であるべきである

といふことを我々は要請するのでありますから、私はこの方向の方がいいと思ひます。法律専門家といふことが間違ひであつて、裁判官、檢察官、弁護士として、と書いて一向差支えない。意見を交へましたけれども、この法律専門家といふことはいけないといふことを申して、初めから裁判官、檢察官、弁護士と書いていいでしょう。そうして單に必要な學識を有するかどうかといふことの試験をする、こういうふうに私は考へたい。それが資格試験の要点だと思ひます。外交官試験もそうなんです。外交官を採るものを試験するのであります。外交的な何か資格試験といふやういふものは考へる必要はない。外交官を採るに必要な資格を定める。元來採用試験が本當なんです。資格試験といふのはおかしい。併し資格試験といふことにしておかないと直ぐ採用できませんから、司法科の司法試験も行政試験も外交試験もすべて役人になる者がいわゆる從來の文官試験を受ける、役人にならん者は、試験を受ける必要はない、ないけれども自分が學力があるといふために受けることは、妨げない、けれども國家はそのことを要望しておるのではない。資格試験であるが、実は今までは採用試験であるといふことを私は考へますから、意見を申述べてこの原案に賛成しないといふことを申し上げますが、建て方はこの方向がよろしいと私は考へますが、そういう点についてのお考へはどうですか、両方の政府委員にお伺いします。

○政府委員(岡咲組一君) 只今お話しした通り法律専門家と書きましたのは、やはり裁判官、檢察官、弁護士といふものを國家としてはこれを法律専門家といふ意味で書いたものであります。ただそれを一括して法律専門家といふ言葉を用いたのが或いは適當でないといふうな考へもあると存じます。が、私共はいたしましたは、これで現わせるのではないといふふうに考へたわけなんです。それから元來資格試験であるか、採用試験であるかといふ問題につきましても、若し例へば大学の卒業資格といふことで、法學士になつておれば全部採用するといふやうなことも一案として考へられますけれども、現在のところではそれを以て直ちに一律に取扱ふことは、大學によりましては凸凹があるといふやうな点から、國家試験でこれを統一するといふ考へでこれを資格試験といふふうに考へたわけでございます。成程司法修習生の修習は裁判所の管理の下に司法研修所が行うといふことになつておりますが、これはその資格のある者が實務を修習して、將來弁護士になり、檢察官になり、裁判官になるという場合に、實務修習の場所の關係からいってこれが裁判所が中心になつて取扱われることが適當であるといふ見地から現行法ができていると存するのであります。併し一般のこれになる資格といふ点については、やはり國民に國家から與えられる資格といふ意味におきまして、こういう試験法といふ法律により、又その意味において行政が管理するといふことになつて差支ないといふわけでありまして、若し採用試験、而も司法研修所といふものが裁判所の管理にある、然るに採用試験であるといふやうな、敢えていふやうな法律で、採用試験までも決める必要はないのでは

○政府委員(岡咲組一君) 只今お話しした通り法律専門家と書きましたのは、やはり裁判官、檢察官、弁護士といふものを國家としてはこれを法律専門家といふ意味で書いたものであります。ただそれを一括して法律専門家といふ言葉を用いたのが或いは適當でないといふうな考へもあると存じます。が、私共はいたしましたは、これで現わせるのではないといふふうに考へたわけなんです。それから元來資格試験であるか、採用試験であるかといふ問題につきましても、若し例へば大学の卒業資格といふことで、法學士になつておれば全部採用するといふやうなことも一案として考へられますけれども、現在のところではそれを以て直ちに一律に取扱ふことは、大學によりましては凸凹があるといふやうな点から、國家試験でこれを統一するといふ考へでこれを資格試験といふふうに考へたわけでございます。成程司法修習生の修習は裁判所の管理の下に司法研修所が行うといふことになつておりますが、これはその資格のある者が實務を修習して、將來弁護士になり、檢察官になり、裁判官になるという場合に、實務修習の場所の關係からいってこれが裁判所が中心になつて取扱われることが適當であるといふ見地から現行法ができていると存するのであります。併し一般のこれになる資格といふ点については、やはり國民に國家から與えられる資格といふ意味におきまして、こういう試験法といふ法律により、又その意味において行政が管理するといふことになつて差支ないといふわけでありまして、若し採用試験、而も司法研修所といふものが裁判所の管理にある、然るに採用試験であるといふやうな、敢えていふやうな法律で、採用試験までも決める必要はないのでは

○政府委員(岡咲組一君) 只今お話しした通り法律専門家と書きましたのは、やはり裁判官、檢察官、弁護士といふものを國家としてはこれを法律専門家といふ意味で書いたものであります。ただそれを一括して法律専門家といふ言葉を用いたのが或いは適當でないといふうな考へもあると存じます。が、私共はいたしましたは、これで現わせるのではないといふふうに考へたわけなんです。それから元來資格試験であるか、採用試験であるかといふ問題につきましても、若し例へば大学の卒業資格といふことで、法學士になつておれば全部採用するといふやうなことも一案として考へられますけれども、現在のところではそれを以て直ちに一律に取扱ふことは、大學によりましては凸凹があるといふやうな点から、國家試験でこれを統一するといふ考へでこれを資格試験といふふうに考へたわけでございます。成程司法修習生の修習は裁判所の管理の下に司法研修所が行うといふことになつておりますが、これはその資格のある者が實務を修習して、將來弁護士になり、檢察官になり、裁判官になるという場合に、實務修習の場所の關係からいってこれが裁判所が中心になつて取扱われることが適當であるといふ見地から現行法ができていると存するのであります。併し一般のこれになる資格といふ点については、やはり國民に國家から與えられる資格といふ意味におきまして、こういう試験法といふ法律により、又その意味において行政が管理するといふことになつて差支ないといふわけでありまして、若し採用試験、而も司法研修所といふものが裁判所の管理にある、然るに採用試験であるといふやうな、敢えていふやうな法律で、採用試験までも決める必要はないのでは

○政府委員(岡咲組一君) 只今お話しした通り法律専門家と書きましたのは、やはり裁判官、檢察官、弁護士といふものを國家としてはこれを法律専門家といふ意味で書いたものであります。ただそれを一括して法律専門家といふ言葉を用いたのが或いは適當でないといふうな考へもあると存じます。が、私共はいたしましたは、これで現わせるのではないといふふうに考へたわけなんです。それから元來資格試験であるか、採用試験であるかといふ問題につきましても、若し例へば大学の卒業資格といふことで、法學士になつておれば全部採用するといふやうなことも一案として考へられますけれども、現在のところではそれを以て直ちに一律に取扱ふことは、大學によりましては凸凹があるといふやうな点から、國家試験でこれを統一するといふ考へでこれを資格試験といふふうに考へたわけでございます。成程司法修習生の修習は裁判所の管理の下に司法研修所が行うといふことになつておりますが、これはその資格のある者が實務を修習して、將來弁護士になり、檢察官になり、裁判官になるという場合に、實務修習の場所の關係からいってこれが裁判所が中心になつて取扱われることが適當であるといふ見地から現行法ができていると存するのであります。併し一般のこれになる資格といふ点については、やはり國民に國家から與えられる資格といふ意味におきまして、こういう試験法といふ法律により、又その意味において行政が管理するといふことになつて差支ないといふわけでありまして、若し採用試験、而も司法研修所といふものが裁判所の管理にある、然るに採用試験であるといふやうな、敢えていふやうな法律で、採用試験までも決める必要はないのでは

○政府委員(岡咲組一君) 只今お話しした通り法律専門家と書きましたのは、やはり裁判官、檢察官、弁護士といふものを國家としてはこれを法律専門家といふ意味で書いたものであります。ただそれを一括して法律専門家といふ言葉を用いたのが或いは適當でないといふうな考へもあると存じます。が、私共はいたしましたは、これで現わせるのではないといふふうに考へたわけなんです。それから元來資格試験であるか、採用試験であるかといふ問題につきましても、若し例へば大学の卒業資格といふことで、法學士になつておれば全部採用するといふやうなことも一案として考へられますけれども、現在のところではそれを以て直ちに一律に取扱ふことは、大學によりましては凸凹があるといふやうな点から、國家試験でこれを統一するといふ考へでこれを資格試験といふふうに考へたわけでございます。成程司法修習生の修習は裁判所の管理の下に司法研修所が行うといふことになつておりますが、これはその資格のある者が實務を修習して、將來弁護士になり、檢察官になり、裁判官になるという場合に、實務修習の場所の關係からいってこれが裁判所が中心になつて取扱われることが適當であるといふ見地から現行法ができていると存するのであります。併し一般のこれになる資格といふ点については、やはり國民に國家から與えられる資格といふ意味におきまして、こういう試験法といふ法律により、又その意味において行政が管理するといふことになつて差支ないといふわけでありまして、若し採用試験、而も司法研修所といふものが裁判所の管理にある、然るに採用試験であるといふやうな、敢えていふやうな法律で、採用試験までも決める必要はないのでは

ないかというふうに考えられるわけであります。

○説明員(内閣顧問) 松村委員のお尋ねに最高裁判所としてお答え申し上げます。法律専門家とは、裁判官、検察官、弁護士であるということか、それから試験がその本來はむしろ採用試験的なものと関連するということに対しましては、私も全く御同感申し上げる次第でございます。それから司法研修所は、これは最高裁判所の下に置かれておりますけれども、御承知のように裁判官も養成する、検察官、弁護士も亦これを司法修習生として養成してあるのでございまして、現在の司法研修所はひとり裁判官の養成のみをしておるわけではないのでございまして。従つて將來は恐らく弁護士も養成ということが眼目になつて行くべきであらうと考へるものであります。要するに裁判官に從來する者、法曹に従事する者、これは悉く司法研修所で司法修習生として修習を受けるわけでありまして。司法修習生の性格、実体が採用試験であるというようには申上げませんけれども、関連するべきであるということから私共はやはり最高裁判所が所管するものが最も自然な途であると考えておる次第であります。

○鬼丸義晴君 今度の法務廳設置法等の一部を改正する法律案中にもすでに第九條の十において「司法試験に関する事項」として一項加えてあるようであります。この最高裁判所が新憲法により独立されたのと同時に、又司法事務に關係いたします内閣規定の中に行政上に関する点もありますが、最高裁判所は例えば國會においても國會政府

委員として立つこと自体に対する一つの疑問もあり、又内閣に対して閣員として列して、例えは法律案提出等に対する審議に参画すべきや否や、こういうようなことから考えますと、ひとりこの司法試験という問題のみならず、今後においても裁判所に対する規則制定に關しては内閣としてすべての法案の提案並びに改正或いは廢止等の問題については、法務廳の提案並びに内閣に対する提案等が常に裁判所と交渉中に行われることになるのでありまして、今後一体そういう關係が繁げく行われることになりはしないか。それなればこそ第九條に、官房において最高裁判所との間における交渉に關する事項として一項がすでに法務廳設置法等の一部を改正する法律案というものであるものであります。この点については今後においても裁判所並びに法務廳との關係においてはひとりこれに止まらず、常にこういうことはあり得るのではないかと思ひます。この点について法務廳としては最高裁判所に関する所管事項についてもどの程度の交渉をして行つて、内部交渉としてすべて意見の一致点を見てから後に審議を進めて行くような方針を持たれておるのであるか。或いは又若し最高裁判所との間においていわゆる交渉事項、いわゆる協議をして、成ることが成らなかつた場合においては、法務廳の意見通りに進行して行くべき方針であるのか。少くとも一線を画して置かなければ、非常に今後ともにこういうような問題はしばしば起つて來やしないかと思ひます。そういうことになりますると一方においては、法律の改廢制定については大体法務廳が所管するもので

あるとするならば、最高裁判所は独立しておりましても常に法務廳の手によつて左右をされるというふうな事実上の結果が生じて來やしないかと思ひます。故に最高裁判所の發言權というのは或る程度有力にその点は動かなければならぬというふうにも考えられます。その点はどういうふうにお考えになつておるのか、法務廳の御意見を一つ伺ひたい。

○政府委員(兼子一君) 私共といたしましては、或る程仰せの通り、最高裁判所は直接國會に責任を負わなれ、従つて又政府委員も出されなれ、このことになつておりました。國會との法案の提出その他の連絡の上におきましても非常に不便を感じるわけでございますが、從來においても法務廳としてはその点につきましては、でき得る限り裁判所の御意向を酌み、十分連絡の上法案の提出その他の点につきましては國會との中継をする所存でございますし、又そういうふうによつて來たつもりでございます。ただこの司法試験法案につきましても、御承知の通り根本の所管の点においては意見が対立したまま政府におきましてはいずれにしても今年度から從來の司法試験に代る試験を実施しなければならぬという状態にありまします。政府の意見によりましてこういう法案を提出するようになつておりましたけれども、これは極めて例外的なことでございます。從來におきまして、又今後におきましても法案の提出等につきまして十分最高裁判所と連絡をし、むしろ最高裁判所のこういう方面について御意向を実現できるようにしてお世話をするというつもりでやつております。

○鬼丸義晴君 普通の場合には極めてスムーズに円滑に進むのでありますから問題はありませんが、こうした特別の場合というのが、即ち権限の判定していない場合不都合なことになるのであります。そこでこの点については最高裁判所としてはどんな見解を持つておるのであるか、或いは又今日の制度自体に非常な欠陥があるのか、最高裁判所として満足する今日の制度であるか、或いは今日の制度自体の解釈において考え方が違ふのであるか、若しような問題が起るのだというふうにお考えになつておるのであるかどうか、この点を一つ伺ひたいと思ひます。

○説明員(内閣顧問) 只今兼子政府委員からお話もあつたように裁判所關係のいろんな法律案その他の所管は法務廳でされておりました。法務廳には法律家がスタッフとして揃つておられまして、いろんな面で裁判所のために仕事をしておることにございまして、これは最高裁判所の方でも常に感謝をいたしておるわけでありまして、平常の場合にそうした不都合を感じておることは決してないのであります。実は今度の問題も最高裁判所の方でこつちへ権限をよこせというふうな形のようににとられますので、実はこれが最高裁判所の権限の問題だと甚だ私共としては法務廳に対しても國會で御説明申上げるのも立場として甚だ心苦しいのでありますけれども、今度のようない問題では実はどうも法律家としての理論的な考え方と申しますか、何かもの考え方筋の通つていないところがあるようにも私共感じておるのであります。そういうときに法務廳としての

考えに対しては実は私共どうしても同意できないということが極く稀ではありますけれども生じるわけでありまして。ではそういう場合に最高裁判所は一体どうしていいかということになりますと、やはり國會に提出される法案は、これはどこまでも政府の責任において提出されるわけでございます。法務廳はその所管の法案について法務廳のお考えによつて國會に提出されることは当然であらうと思ひます。ただ現在の法制上は國會法の改正によりまして先般國會の、いわば裁判所に対する特別の御好意から改正をして頂いたのであります。改正により最高裁判所長官又はその指定する代理者が國會の委員会に出で説明することができるといふ規定が設けられたわけでございます。最高裁判所のこういう場合の意見はやはり國會の委員会へ出まして最高裁判所から申上げるといふことになるわけでございます。現在の法制におきましては、原案廳たる政府の方の意見、最高裁判所の意見、両方を法務委員会におきましてお聞きになりましてこゝで御決定頂くということになるわけなんです。裁判所といたしましてはもういつた途を開いて頂きましたので、國會へ出て私共の意見を十分に述べさせて頂く機会がございまして、これによつて御決定頂ければそれで事は済むというふうにお考え申上げてございまして、法律の制定権を持たれる國會において私共の意見を十分に聞いて頂く機会を與えられたということでは法制上の処置は足りるのではないかとこのように考へております。

○雪城タマヨ君 一点だけ伺ひたい

しますが、第三條のところに、「第一次試験は、第二次試験を受けるのに相当な教養と一般的学力を有するかどうかを判定することをもつてその目的とし」と書いてございます。そして第四條の第一号のところに「学校教育法に定める大学において学士の称号を得るのに必要な一般教養科目の学習を終つた者」ということがございまして、それから同條の四号のところに「前三号に該当する者と同等以上の教養と一般的学力を有すると認められた者」というようになっておりますのでございまして、それから「学校教育法に定める大学卒業程度において一般教養科目について筆記の方法により行ふ」ということが第三條に書いてあるものでございまして、そこで第三條で見まして、この初めに言われております「相当な教養」ということは、これは大学で学ぶところの一般教養科目という意味らしいものでございまして、今司法官の質の向上ということがやましく言われておりますときに、学力の点でございまして、人間の本質的な問題がここにあるだろうと思つております。そこでこの「相当な教養」ということはその試験としまして大変大事なことでございまして、それが大学卒業程度においても一般教養科目というところになることになりまして、その内容はいろいろことになるわけなんでございましてよろうか。

○政府委員(兼子一君) この法案は大體新しい教育制度を前提として立案されておるのであります。新制の大学におきましては、従来の大学のよう専門教育のみを偏重せず専門科目の外に一般教養科目というものを必ず

履修しなければならんということに定まつておるのであります。この第一次試験を免除するという、第四條の第一号におきまして「学校教育法に定める大学において学士の称号を得るのに必要な一般教養科目の学習を終つた者」ということになつておりますのは、例えば司法科試験を受ける者は大體においては大学の法学部を卒業する者になるわけにございまして、併し法学士になりまして、大学において一般教養科目というものを履修しなければならぬということになるわけでありまして、従来のように法律学だけを専門にやるというのでなしに、いろいろな科目がこれに入つて参るわけでありまして、従いましてそういう科目を大学においてやる以上は、その大学で講義する程度の一般教養科目即ち法律学以外の科目についてもこれを履修したと同等の学力を有するかどうか、或いは教養を有するかどうかというものを第一次試験で判定するということになるわけにございまして、第四條の第一号が「学士の称号を得るのに必要な一般教養科目の学習を終つた者」となつておりますのは、必ずしも卒業しなくてもその大学における一般教養科目の一定程度の部分を終了しておればそれでよいという建前でありまして、例えば或る大学におきましては、この一般教養科目というものを設置しまして、教養学部において一年半なり、二年なりの一般教養科目を履修したのちに専門の学部に入るというような制度を採つておるところもございまして、そういうところとすその教養学部の課程を修了しておれば第一次試験を免除されるということになるわけでありまして、そ

れから一般教養科目と専門科目とを学年別に區別しないで混せて四ヶ年のうちに履修するという学校におきましては、そのうちの一定の単位だけは取らないと学士になれないわけにございまして、在学中でもそれだけの単位を取つたということになり、その証明があれば在学中でも第一次試験が免除されて直ちに第二次試験が受けられるということになるわけにございまして、いづれにいたしましても今度の新制大学におきまして、専門科目以外に必ず一定の単位の一般教養科目というものを履修しなければならぬということをお前提といたしまして、第一次試験の問題を考えたわけにございまして。

○岡部常君 私は試験科目についてお尋ねしたいと思ひます。

現在の法律生活におきましては、民事と言わず、刑事と言わず経済部面と遊離してこれを見ることができないと考へるのであります。この科目を見ますと必修科目にないのは勿論、選択科目にも経済学という関係のものが見えておらないのであります。これはどういうわけか、誠に遺憾な感じがするのであります。それに対するお考えを承わりたいと思ひます。

○政府委員(兼子一君) 只今御質問の第二次試験の試験科目につきましては、従来の高等試験にはいろいろ専門外の選択科目というものをとる余地があるようにできておりましたけれども、この案におきましては、専ら法律の専門科目だけについて十分な試験を行つと、そして一般の補助科目等については、第一次試験の一般教養科目という点で法律を専門とするのに必要かどうかという点を検定するという態度

をとつておるわけにございまして、成程お説の通り経済学、或いは経済政策というような方面も法律の専門家となるのに必要な知識ではございまして、けれども、そういうものを加へますことによつて却つて法律そのものの試験が軽くなるというふうなことではやはり目的を達し難いと存じます。又一方におきまして選択科目をもつと多くするということになりまして、試験の建前いかといひは不公平も出て来るのじやないかという懸念もございまして、この案におきましては、専ら法律の専門科目に集中するという建前をとつたわけにございまして。

○岡部常君 大體のお考えは分りましたのであります。それでは第一次試験の中からは経済的の科目はどういうものが取入れられておりますか、どういう御意図でありますか、その点を承わります。

○政府委員(岡部常君) 参考資料としてお手許に多分お配りいたしておるか存じますが、大学基準協会におきまして大学教育基準というものを定めておりますが、基準協会の基準によりますと、一般教養科目として人文科学関係、その他社会科学関係、自然科学関係と三つに分れておるのでございまして、人文科学においては歴史学、人文地理学、或いは心理学、或いは社会学という科目もございまして、社会科学関係においては政治学、経済学、社会学、統計学というふうな科目も試験いたすという関係になつておりますので、一應人文科学関係の一般教養科目関係の試験を受けましてそれに合格しますならば、お尋ねのような経済或いは社会、政治一般に対して法律

専門家となるのにふさわしい程度の一般常識というものは、十分検定し得るであらう。こういうふうにお考へております。

○岡部常君 只今大體詳しく御説明がありましたが、それらの挙げられましたが各科目別に試験をするということは到底不可能ではないかと考へますが、それに対する試験の方法等はどうなるふうにお考へになつておりますか。或いは沢山の項目、イエス、ノーの形式で置きたいと思ひます。

○政府委員(岡部常君) 試験の施行方法につきましては、いづれ管理委員会におきまして、十分御検討になりまして、適当な規定をお設けになるであらうと私は想像いたしております。ところが、現在私共が考へておりますところでは、恐らく本年度人事院におきまして、公務員の採用試験において行われまして、総合的な筆記試験制度をお取りになるのではないかと、こういうふうにお考へております。

○岡部常君 もう一つ関連いたしますが、試験に合格いたしまして、いよいよ研修所に入りまして、研修所において経済或いは更に財政方面というふうな方面の教養ということに対してどういうお考へを持っておられますか。恐らく何か取入れられておられるように思ひますが、それについてどういう科目を挙げて、どのくらい時間を費すか。その点をこれは最高裁判所の方に承わりたいと思ひます。

○説明員(内藤頼博君) 司法研修所の修習におきましては、やはりどうしても裁判官、檢察官、弁護士としての実務の修習が中心になることは、これは

止むを得ない当然のことだと思ひますが、それが大体七〇％はそういった修習に向けられて行く。その外は一般の社会的な常識、只今お話しのごさいました経済の問題、その他についても修習しておるわけでございます。更に進んでは人間的な情操的な面における修習も考へております。例えば経済だけを取上げて経済を何時間くらいやるかと云ふような点につきましては、ちよつと只今お答え申しかねるのでございませう。大体の修習の内容なりは今申し上げたようになっております。

○岡部常君 次に筆記試験に合格した者に対しては、その願により次回の司法試験の筆記試験を免除するとなつておりますが、その願によりということになつたのはどういふわけでありませうか。その理由を御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(岡田忠一君) これは従前の例によりましてのことでございます。受験の願書を出します際に筆記試験に合格いたしましたして、口述試験に落第いたしました場合に、その筆記試験のたしか免除の願を願書の中に記載しておつたと思ひます。その従前の例によつたわけでありませう。

○岡部常君 もう一つ試験科目のことに触れますが、従前の例によりまして外交科、司法科、行政科とおの／＼共通な科目につきましては、他の試験を受けるときに試験の免除があつたように思ひますが、この司法科試験についてはそれがなくございませうか、こういうふうな建前になつた理由を御説明願ひたい。

○政府委員(岡田忠一君) 従前の高等試験の行政科試験、或いは外交科試験

というものはすでに施行せられてしまつた。相當の年月が経つておりますし、新憲法施行後は法制全般に亘りまして随分大きな改革が行われました關係上、以前行政科試験に合格してございまして、司法科試験に合格した必要ない科目で行政科試験です。試験済みの科目を免除するということは行過ぎである。余りに受験者を保護し過ぎるであらうというふうに考へまして、成るべく新憲法下の新しい法律を十分理解せしめるということを目といたしまして、従前の高等試験の司法科或いは外交科試験に合格いたしました者の試験科目の免除の特権は與へないことにいたしました次第でございます。

○委員(伊藤修君) 両案に対する質疑はこの程度にして明日に譲ることにいたしたいと思ひますが、御異議ございませうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員(伊藤修君) 午前中に質疑がありまして皇族の身分を離れた者及び皇族となつた者の戸籍に関する法律の一部を改正する法律案、この法律に對しまして鬼丸委員より質問がありまして、宮内府次長の林敬三氏が出席されておりますから……

○政府委員(林敬三君) 宮内府次長でございます。林でございます。午前にお尋ねがありました由でございます。大變遅うございませうが、そのことにつきまして申上げたいと存じます。元皇族でいらした方々の現状でございますが、これは御承知のように新しい皇室典範によりまして一昨年の十月の十四日に皇籍を離脱せられたのでございませう。これは御希望によつて離脱

その際に皇室經濟法によりまして総額にいたしまして四千七百五十万円の時金をやらせられて、そうして皇籍を離脱されたわけでございますが、その方々のその後の事情というものは各家それぞれに事情を異にしてございまして、実は一概に何とも申上げられないわけでございます。併しながら皇籍を離脱せられた前年から財産税を支拂われまじたり、その他經濟的事情から生活の変化を余儀なくせられておられました關係上、皇籍を離脱されておられま後においても決して御生活はお樂とは考へられないと存するのでございませう。併しながらそれから後において著しい事情の変更もあつたというようにも見受けられないのでございませう。現在におきましては御承知のように一般の國民と全く同じになつておられます關係上、法律上宮内府といたしましても、これに關係をするということはないわけでございます。また從來の關係上いふ／＼と割に存じ上げておるという立場からお察し申上げますと、大体そのような状態でございませう。民間の諸事業に關係を持たれると聞いております方々もあつた。又御自身で少し御事業をやつておられる方々もあるやうであります。又皇籍を下がられましたときのお金を大切にせられまして、靜かに暮らしておるという方もありのやうであります。実はそれ／＼の家で事情を異にいたします。又直接の法律上の關係がないもので明確なことを申上げられないことを御了承願ひたいと思ひます。

○鬼丸義齋君 私共國民の一員として皇室のその後の御状況がどうであらうかということをおひそかに心配してございませう。この法案の出ましたことを機会に実は御近況を伺つたのでございませう。只今の御答弁中にもありました各民間の諸事業にも御關係をしておられる宮家もあるということでありませうが、お差支なくば或る程度承られれば幸いと思ひます。それから又若しこの元皇族の方々にして民間事業に關係なさる場合には宮内省としては全然今では関與することはないのでございませうか。又宮内府としてそれについては何の發言権もなければ何らの掣肘も受けることがない、本當の一般人同様の自由行動を取れることになつておるのでございませうか。宮家離籍者は全体で十一宮家ありますので、若し概略をできましてからお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(林敬三君) このお尋ねのあとの方から申上げますと、元の宮家が皇籍を離脱されて、その後において民間事業に御關係になる、關係せられるというときにおきましては、宮内府は全然関與いたしておりません。それでいふゆる法律上申しますと、全然發言権はないわけでありませう。従つて御自由におやりになるのを、これを掣肘するといふか、いふ／＼御相談申上げるといふ、御相談するということとは、こちらとしては何らの権限を持つておりませんわけでありませう。ただ從來の關係がございまして、又現在宮家でありつしやいます親王家でありませう、こういう方々はおの／＼から御關係を持つていふやうな關係から、先方から御相談に見る場合はあるやに存じます。そういうときは御相談に乗つてございませうが、これは権限としてでなく、從來の御關係からいふやうな状態

であります。それで尙併し、この皇籍を離脱せられたといひましても、皇室及び現在の宮家とはやはりいふ／＼な点において御親類の關係でございませうので、そこで実はその人達のその各宮家の昔で言へば宮家の事務官、今言ふと家令のような庶務を扱つておる、そういう人達はとき／＼懇親的な意味で以て実は宮内府にも定期的に集まつて頂いて、いふ／＼お話しをする。又こちらで以て總括的に御注意することとは、御注意する。こういうやうなことはいたしてございませう。

それからその旧宮家が現在どういふ事業に關係していらつしやるかといふことを実は私も具体的に、どなたが何会社のことといふことを本當に存じませうのでございませう、まあ特に有名な有名事業に御關係になつておるといふことはなく存じてございませう。御關係になつても極く小さいものに何らかの御關係を持つ、こういうことのように存じてございませう。只今それを申上げる資料とあれを持つておりませう。お許しを願ひたいと思ひます。

○鬼丸義齋君 そうするといふと、そのいふ／＼な民間一般人と同じことに事業なさる意味においては、その後宮家の方からも勿論何らの制約を受けなないといふことは只今伺つた通りと承知されませうが、その他にも全然一般人と異なるところなく、自由に職業の選択或いは住居の御自由乃至は品位上に關することとか、いふやうなことに關する事実上の制約はなく、そうして又一般人との交際についても本當の自由になつておるのかどうか、それをも一つこの際伺へるならば伺ひたいと思ひます。

います。尙私共特別に世上において皇室の御用品等が出ておりますにつれて、ひそかに懸念をいたしております。例えは経済状況につきましても、著しくお困りになつておられるようないふうな方がないのであるか。そうして現在お國の方から先に一時金を出しましたことによつて、何らの職業も新らしく求めずして、自活し得られる程度にあられるかどうか、これも一つ伺いたいと思います。

○政府委員(林敬三君) 皇籍を離脱せられましてからは、今お尋ねがございましたが、民間の一般人とこれは法律上、又事実上全く同様ということになつております。又その方針でおります。ただやはりこれは元宮様でいらつしやいましたし、皇室とも深い関係をお持ちでございますから、それ〴〵の宮家においては、やはりそれだけに御自重をなさなければならぬという立場に社会的に置かれていらつしやるように存じます。それから又品位を保つために皇籍を離脱されるときに、特別の金があつたわけでございす。それはその趣旨においてこれを活用して頂きたいことを宮内府においても切に希望はしておるところでございます。併しながら實際上それでは具体的にどうということになりますと、事実上の制約は何もございせん。それから皇室との間は、いわゆる社交的と言いますか、御交際は勿論ございす。それから〴〵と御連絡も私的な面においてはありになるように存じます。それから経済上のことになります、もう離脱せられましてから、二年近くになりますものでございすから、実は私共も経済の本当の内輪の

ところまではよく分らないのですが、併しながら大体において總括的に、総合的に私共の存じております限りにおいては、いわゆる十分とは参りませんし、非常にお話のように御不自由な点が随分あると思ひます。そうしていわゆる幾ら〴〵いう時代になりまして、昔の家の格とそれから品位というものも保持することはあると思ひますけれども、併し私共経済上特はどうにもならないと、〴〵いうふうにお困りになつてゐるような状況にあるところは見受けられないのでございす。

○委員(伊藤修君) 外にお尋ねありませんで。ちよつと速記を止めて下さい。

〔速記中止〕

○委員(伊藤修君) 速記を始めて……明日は今日の法案の質疑の残余をお願いいたしまして、次に刑法の一部を改正する法律案、刑事訴訟法の一部を改正する法律案、檢察廳法の一部を改正する法律案、民法の一部を改正する法律案、この四件を明日審議したいと存じますから、予め御承知を願つて置きます。

もう一つお諮りして置きたいのですが、公証人法につきましては、弁護士会と公証人会と裁判所のどなたか、この三者の方の御意見を承りたいと思ひます。証人として御意見を聞かして頂く、〴〵いうことにはいたしたいと思ひますが如何でありますか。

○委員(伊藤修君) さういいたしまして、日には委員長一任、人名も御一任願うことにいたします。

○委員(伊藤修君) では本日はこちら

で散会いたします。明日は午前十時から開会いたします。

午後四時五十一分散会
出席者は左の通り。

委員長 伊藤 修君

理事 鬼丸 義齋君
岡部 常君
宮城タマヨ君

委員 大野 幸一君
齋 武雄君
深川タマエ君
來馬 琢道君
松井 道夫君
松村眞一郎君
星野 芳樹君

委員外議員 板野 勝次君

政府委員 宮内府次長 林 敬三君
國家地方警 齋藤 昇君
察本部次官 遠山 丙市君
法務政務次官 木内 曾益君
法務調査 兼子 一君
意見長官 岡咲 恕一君
法務廳事務官 村上 朝一君
第一局長

法務廳事務官 関 之君
法務行政長官 法務廳事務官 最高裁判 所事務局長 内藤 頼博君
總務局長

四月三十日本委員会に左の事件を付託された。

一、皇族の身分を離れた者及び皇族

となつた者の戸籍に関する法律の一部を改正する法律案

皇族の身分を離れた者及び皇族となつた者の戸籍に関する法律の一部を改正する法律案

皇族の身分を離れた者及び皇族となつた者の戸籍に関する法律の一部を改正する法律案

皇族の身分を離れた者及び皇族となつた者の戸籍に関する法律の一部を改正する法律案

皇族の身分を離れた者及び皇族となつた者の戸籍に関する法律の一部を改正する法律案

皇族の身分を離れた者及び皇族となつた者の戸籍に関する法律の一部を改正する法律案

皇族の身分を離れた者及び皇族となつた者の戸籍に関する法律の一部を改正する法律案

皇族の身分を離れた者及び皇族となつた者の戸籍に関する法律の一部を改正する法律案

皇族の身分を離れた者及び皇族となつた者の戸籍に関する法律の一部を改正する法律案

皇族の身分を離れた者及び皇族となつた者の戸籍に関する法律の一部を改正する法律案

を編製される者は、十日以内に、届書に皇族の身分を離れた原因及び年月日を記載して、その旨を届け出なければならぬ。この場合

には、皇族の身分を離れた原因を証する書面を届書に添附しなければならぬ。

第六條 第二條第一項又は第二項の規定により戸籍に入る者は、十日以内に、届書に入籍の原因及び年月日を記載して、その旨を届け出なければならぬ。この場合

には、入籍の原因を証する書面を届書に添附しなければならぬ。

第七條 第四條の規定により戸籍から除かれる者の四親等内の親族は、十日以内に、届書に除籍の原因及び年月日を記載して、その旨を届け出なければならぬ。この場合

には、除籍の原因を証する書面を届書に添附しなければならぬ。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

五月二日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、認知の訴の特例に関する法律案(案)

認知の訴の特例に関する法律案 認知の訴の特例に関する法律案 今次の戦争において、戦地若しくはこれに準ずる地域に臨み、又は國外において未復員中その他これらと同様の事情にあつて死亡した者について、子、その直系卑属又はこれらの者の法定代理人が認知の訴を提起する場合に、民法(昭和二十二年

法律第二百二十二号)第七百八十七條但書の規定にかかわらず、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第四十四條の戸籍の訂正による死亡の記載、同法第八十六條の死亡の届出又は同法第八十九條の死亡の報告があつた日から三年以内これをすしることが出来る。但し、この法律施行の際すでにその死亡の記載、届出又は報告があつた死亡者については、この法律施行の日をもつてその死亡の記載、届出又は報告があつた日とみなす。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律中、戸籍法第四十四條、第八十六條又は第八十九條とあるのは、従前の戸籍法(大正三年法律第三十六号)第六十四條、第六十六條又は第六十九條を含むものとする。

五月七日予備審査のため、本委員に会左の事件を付託された。

一、農業資産相続特例法案

農業資産相続特例法案

農業資産相続特例法

(この法律の目的)

第一條 この法律は、農業を営む者についての相続に関する特例を定めて、遺産の分割による農業資産の細分化を防止し、農業経営の安定を図ることを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「農業資産」とは、左の各号に掲げる権利で二歩以上の面積の農地について耕作の業務を営む者が有し、且

つ、当該各号に規定する目的に供しているものをいう。

一 農業又は自家用薪炭材の採取の目的に供される土地の所有権、地上権、永小作権、入会権又は賃借権

二 農業又は自家用薪炭材の採取の目的に供される樹木の所有権

三 農業又は常時の居住の目的に供される建物その他の工作物の所有権又は賃借権

四 前号の建物その他の工作物の所有の目的に供される土地の所有権、地上権又は賃借権

五 農業の目的に供される別表に掲げる動産の所有権

2 前項の規定の適用については、一時耕作の業務を営むことをやめ、又は耕作の業務を営む農地の面積が一時二歩以上に達しなくなった者は、二歩以上の面積の農地について耕作の業務を営む者とみなし、一時同項各号に規定する目的に供されなくなった権利は、当該各号に規定する目的に供されているものとみなす。

3 この法律において「農業」とは、耕作、養畜又は養蚕の業務(これに附随する業務を含む)をいう。(被相続人による農業資産相続人の指定及び取消)

第三條 推定相続人が数人ある場合には、被相続人は、推定相続人の中から、遺産の分割によつて農業資産の帰属すべき者(以下「農業資産相続人」という)一人を指定することができる。

2 前項の指定は、何時でも取り消すことができる。

3 第一項の指定及び前項の取消は、被相続人が署名し、且つ、日附を附した書面で行なければ効力を生じない。

4 第一項の指定及び第二項の取消は、遺言によつてすることもできる。

(農業資産相続人たる地位の放棄)

第四條 前條第一項の指定を受けた相続人(以下「指定相続人」という)は、その指定を受けたこと及び自己のため相続の開始があつたことを知つた時から三箇月以内に、他の共同相続人に対する書面による意思表示をもつて農業資産相続人たる地位を放棄することが出来る。

2 指定相続人が無能力者であるときは、前項の期間は、その法定代理人が前項に規定する事実を知つた時から、起算する。

(家庭裁判所による農業資産相続人の指定の取消)

第五條 指定相続人が当該農業資産について農業を営む見込がないことが明らかとなるときは、家庭裁判所は、他の共同相続人の請求により、遺産分割前に限り、第三條第一項の指定を取り消すことができる。

(協議による農業資産相続人の選定)

第六條 相続開始の時に指定相続人がないとき、又は左の場合において指定相続人がなくなつたときは、共同相続人は、協議して、共同相続人の中から農業資産相続人一人を選定することができる。

一 第三條第一項の指定が前條の

規定によつて取り消された場合

二 指定相続人が第四條の規定による放棄をした場合

三 指定相続人が相続を放棄した場合

(家庭裁判所による農業資産相続人の選定)

第七條 前條の協議がととのわな

とき、又は同條の協議をすることができないときは、家庭裁判所は、共同相続人の請求により、共同相続人の中から、農業資産相続人一人を選定することができる。

2 前項の場合において、相続人の中に当該農業資産について農業を営む見込のある者がなく、ときその他同項の選定をすることが適当でないとき、家庭裁判所は、同項の選定をしない旨の審判をすることが出来る。

(放棄、取消及び選定の効力)

第八條 第四條の規定による放棄、第五條の規定による取消及び前二條の規定による選定は、相続開始の時にさかのぼつて効力を生ずる。

(相続分)

第九條 農業資産相続人は、民法(明治二十九年法律第八十九号)による相続分の外、相続財産の価額のうち農業資産の価額の占める割合の相続分(以下「特別相続分」という)を受ける。

2 前項の場合には、各共同相続人の民法による相続分は、相続財産のうち農業資産以外の財産の占める割合につきこれを定める。

3 第一項の場合には、民法第九百三十九條第二項中「他の相続人の

相続分」とあるのは、「他の相続人の相続分(農業資産相続特例法第九條第一項の特別相続分を除く。）」と読み替へるものとする。

(農業資産の帰属)

第十條 農業資産相続人がある場合には、農業資産は遺産の分割によつて農業資産相続人以外の者に帰属させることは出来ない。

2 農業資産は、遺産の分割によつて農業資産相続人に帰属する。

(共同相続人の責任)

第十一條 農業資産相続人その他の共同相続人は、相続によつて被相続人の可分債務を承継した場合において、その債務の全額につき連帯して弁済の責に任ずる。

2 前項の場合における各共同相続人の負担部分は、その相続分に比例して定める。

(相続利益の分配)

第十二條 農業資産相続人以外の共同相続人は、農業資産相続人に対し、特別相続分によつて受ける利益の額を、民法による自己の相続分に應じて算定して得た額の範囲内で分配すべきことを請求することができる。但し、自己のため相続の開始があつたことを知つた時から三年を経過したときは、この限りでない。

2 前項の規定により分配すべき額並びにその支拂の時期及び方法は、共同相続人の協議によつて定めるものとし、協議がととのわな

いときは、共同相続人の請求によつて、家庭裁判所が定める。但し、その支拂の時期は、相続開始

の時から二十年以内でなければならぬ。

3 前項の規定により分配すべき額並びにその支拂の時期及び方法を定めるには、農業資産の價額、その價額が相続財産の價額のうちで占める割合、共同相続人の資産の程度及び農業資産相続人の農業経営に對して有していた關係等諸般の事情を勘案し、農業資産相続人の農業経営の安定を害しないよう考慮しなければならない。

4 第一項の規定により他の共同相続人の取得する債権及び農業資産相続人の負担する債務は、これを各共同相続人が相続によつて承継した被相続人の権利義務とみなす。

(農業資産の範囲の確定)

第十三條 遺産を分割する場合において、相続財産のうちに農業資産に属するか属しないかが明らかでない財産があるときは、家庭裁判所は、共同相続人の請求により、当該財産が農業資産に属するか属しないかを定める。

(減殺請求に対する價額弁済の義務)

第十四條 農業資産相続人が被相続人から農業資産の贈與又は遺贈を受けた場合において、当該農業資産について贈與又は遺贈の減殺請求があつたときは、農業資産相続人は、減殺を受けるべき限度において、贈與又は遺贈の目的の返還に替えてその價額を遺留分権利者に弁済しなければならない。

(農業資産の價額の評價方法)

第十五條 農業資産の價額は、時價

の範囲内で農業経営の収益を基準として定めなければならない。

(審判事項の分類)

第十六條 第五條、第七條第一項、第十二條第二項又は第十三條の規定による請求に係る事項は、家事審判法(昭和二十二年法律第五十二号)の適用に關しては、同法第九條第一項乙類に掲げる事項とみなす。

(審判又は調停と市町村農地委員会)

第十七條 家庭裁判所は、前條に規定する事項につき審判又は調停の申立を受けたときは、相続開始地の市町村農地委員会にその旨を通知しなければならない。

2 前項の規定により通知を受けた市町村農地委員会は、家庭裁判所に對して当該審判又は調停に係る事項について意見を述べることが出来る。

(適用除外)

第十八條 遺産の分割が終るまでに、民法その他の法律により相続財産について清算が開始された場合には、この法律は適用しない。

(相続税の課税)

第十九條 この法律の適用を受ける相続に對する相続税法(昭和二十二年法律第八十七号)の適用については、相続開始後四箇月を経過した時における共同相続人の相続分(当該時期の農業資産相続人がない場合には、民法の規定による相続分を有するものとみなす)に從つて相続税を課するものとする。但し、政府が相続税法第四十五條の規定により課税價格の更正

又は決定をする場合には、当該更正又は決定の時期における共同相続人の相続分に從つてすることを妨げない。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。

2 相続税法の一部を次のように改正する。
第六十一條に次の一項を加える。

農業資産相続特例法の規定による農業資産相続人の選定、その指定の取消又はその地位の放棄に因り、相続人のうち、その受ける利益の價額に変動が生じた者がある場合においては、当該変動に因り自己の納付すべき相続税の税額を超過して相続税を納付したこととなつた者の納付した当該超過額に相當する相続税は、これを当該変動に因りその受けた利益の價額が増加した者が納付したものとみなす。

別表

一 石油機關、ディーゼル機關、電動機、水力原動機、畜力原動機、ガス發生機、汽かん、けん引機、けん引機用作業機、動力耕うん機、すき、碎土器、カルチベーター、畜力除草機、動力噴霧器、人力で式噴霧器、動力揚水機、バインダー、脱穀機、動力麦すり機、もみすり機、精米機、動力製粉機、精麦機、穀物火力乾燥機、なわな機、なわ仕上機、むしろ製造機、肥料又は飼料の調整加工機

正せられたいとの陳情。

(裁断機、粉碎機、粉末機及び配合機)、選果機、製茶機械、動力用麻はく皮機、牛乳殺菌機、牛乳冷却機、牛乳分離機、牛乳かくはん機、ふ卵機、乾蕪機、繰糸機、生糸水分検査機、合はかり
二 牛、馬
三 貨物自動車、オート三輪車、自轉車、舟、牛馬車、荷車、リヤカー
四 前各号に掲げるものに準ずる動産で農林大臣の指定するもの

五月七日日本委員会に左の事件を付託された。

一、労働者の債権に関する法的措置の陳情(第三百三十六号)

第三百三十六号 昭和二十四年四月二十二日受理

労働者の債権に関する法的措置の陳情 陳情者 福井市宝永下町一三五福井労働基準局内福井労働基準委員会内 藤井剛士

使用者が賃金不拂に關し労働基準法第二百十條の規定によつて処断され、支拂を命ぜられても、なお且つこれに應じないときは民事訴訟にまねばならない。しかるに、民法第三百六條、第三百九條、第三百二十九條は時代錯誤もはなはだしいものであるから、憲法第二十七條に示された労働者保護の立場にかんがみ、(一)民法第三百六條の「第三号雇人給料」を第二号にくりあげること、(二)同第三百二十九條第二項但書の共益の費用に次いで賃金の先取特権を認めること、(三)同第三百九條の金額を現下の情勢に即した金額に改めること等の実現のため關係條文を改

昭和二十四年五月二十六日印刷

昭和二十四年五月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局